

令和3年度 集団指導資料

(地域密着型サービス事業所)

1	数字で見る出水市の介護保険	1
2	過年度の实地指導における指導事項の概要について(県)	3
3	高齢者虐待について	53
4	介護サービス事業所のサービス継続について	70
5	ハラスメントに関する研修の手引き・動画について	72
6	業務継続計画作成支援に関する研修について	75
7	介護支援専門員証の更新申請と特例措置について	77
8	福祉用具購入・住宅改修について	80
9	その他(資料・事務連絡等)	86



数字で見る出水市の介護保険

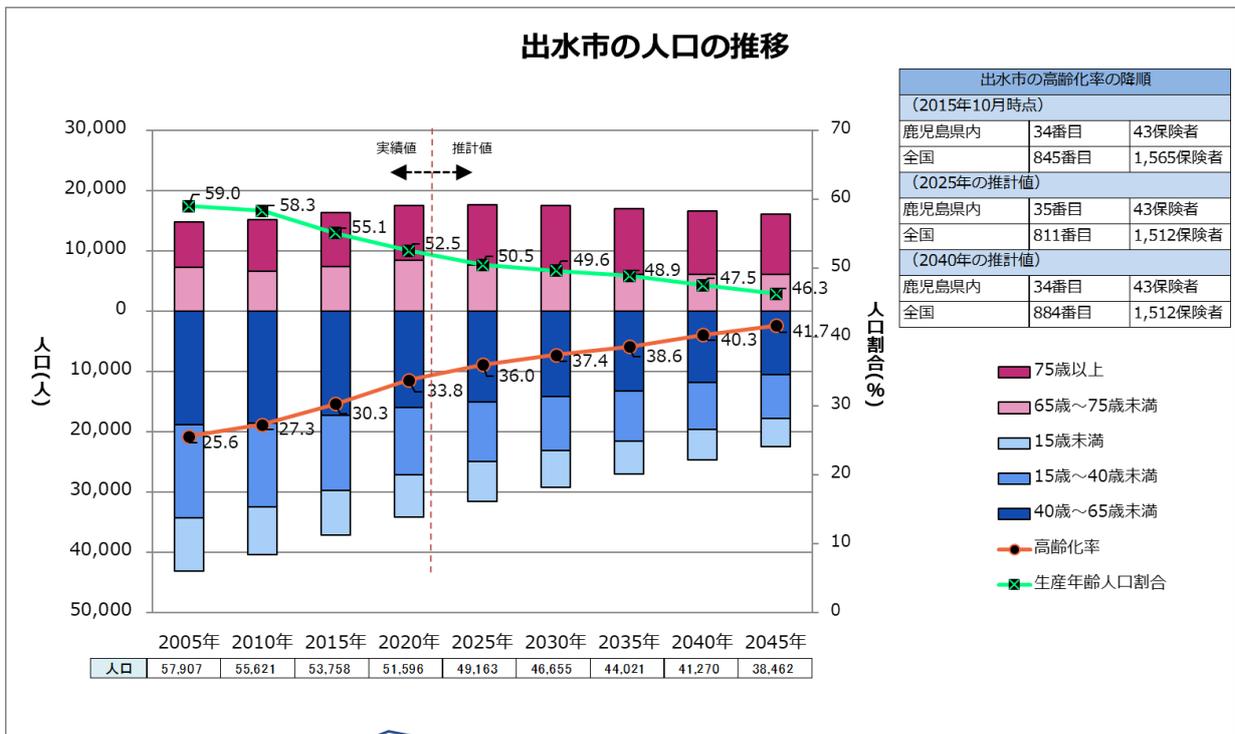
1 出水市人口推移

		2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
人口	(人)	57,907	55,621	53,758	51,596	49,163	46,655	44,021	41,270	38,462
	15歳未満 (人)	8,925	7,977	7,518	7,077	6,624	6,051	5,506	5,043	4,588
	15歳～40歳未満 (人)	15,329	13,903	12,329	11,064	9,838	9,055	8,319	7,761	7,288
	40歳～65歳未満 (人)	18,856	18,523	17,318	16,006	15,009	14,098	13,186	11,825	10,533
	65歳～75歳未満 (人)	7,293	6,615	7,367	8,389	7,696	6,644	6,079	6,082	6,077
	75歳以上 (人)	7,504	8,561	8,921	9,060	9,996	10,807	10,931	10,559	9,976
	生産年齢人口 (人)	34,185	32,426	29,647	27,070	24,847	23,153	21,505	19,586	17,821
	高齢者人口 (人)	14,797	15,176	16,288	17,449	17,692	17,451	17,010	16,641	16,053
	生産年齢人口割合 (%)	59.0	58.3	55.1	52.5	50.5	49.6	48.9	47.5	46.3
	高齢化率 (%)	25.6	27.3	30.3	33.8	36.0	37.4	38.6	40.3	41.7
	高齢化率(鹿児島県) (%)	24.8	26.4	29.1	32.7	35.2	36.7	37.8	39.4	40.8
	高齢化率(全国) (%)	20.1	22.8	26.3	28.9	30.0	31.2	32.8	35.3	36.8

(出典) 2000年～2015年まで:総務省「国勢調査」

2020年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

高齢者人口は令和7年(2025年)をピークに減少傾向となるが、総人口も減少していくため高齢化率は上昇していく。



高齢化率の上昇とともに生産年齢人口割合は減少していき、令和27年(2045年)には殆ど同じ割合になる。

2 認定者数（令和3年2月末現在）

出水市では要支援者の割合が比較的高い。

□出水市

	要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
第1号被保険者	697	509	1,206	0	895	430	344	409	321	2,399	3,605
65歳以上75歳未満	63	53	116	0	69	51	31	27	30	208	324
75歳以上	634	456	1,090	0	826	379	313	382	291	2,191	3,281
第2号被保険者	6	11	17	0	12	10	6	8	4	40	57
総数	703	520	1,223	0	907	440	350	417	325	2,439	3,662
			33.4%							66.6%	100%

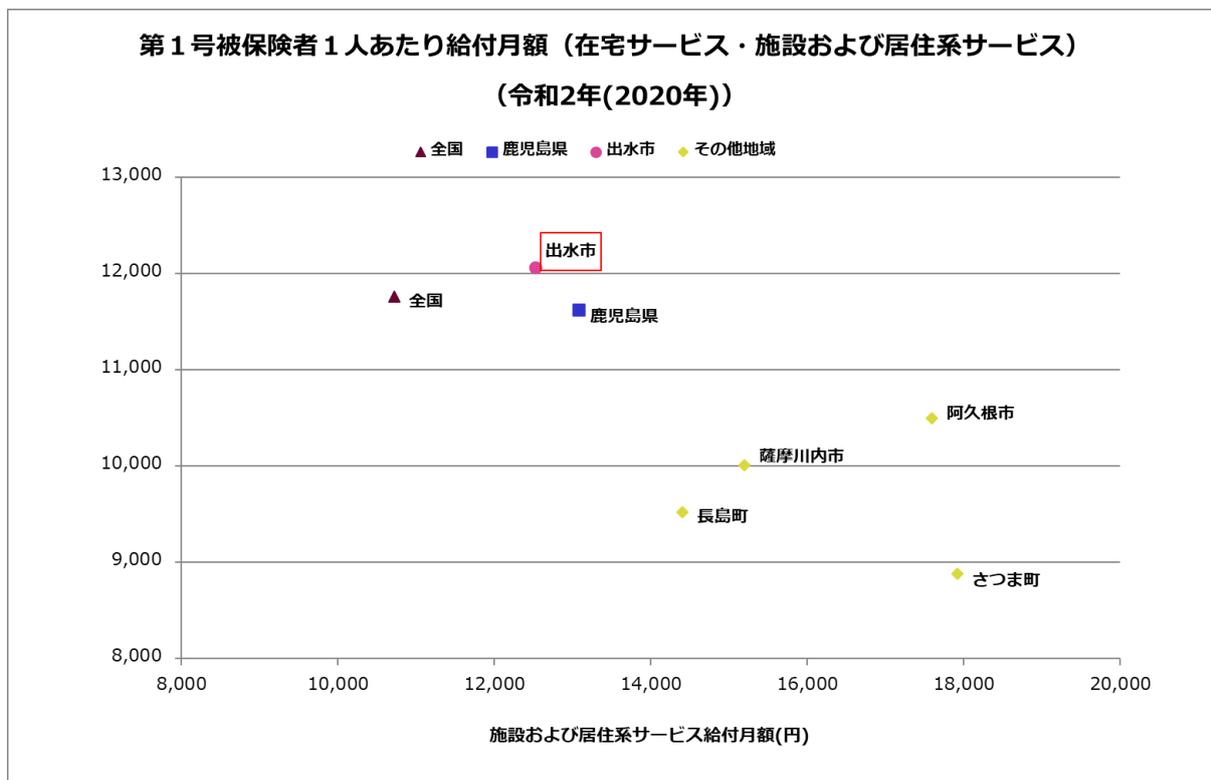
□阿久根市

	要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
第1号被保険者	153	180	333	0	412	294	277	242	210	1,435	1,768
65歳以上75歳未満	13	14	27	0	27	23	23	10	16	99	126
75歳以上	140	166	306	0	385	271	254	232	194	1,336	1,642
第2号被保険者	2	4	6	0	6	3	1	4	3	17	23
総数	155	184	339	0	418	297	278	246	213	1,452	1,791
			18.9%							81.1%	100%

□長島町

	要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
第1号被保険者	79	97	176	0	148	119	107	104	78	556	732
65歳以上75歳未満	6	10	16	0	11	8	7	7	9	42	58
75歳以上	73	87	160	0	137	111	100	97	69	514	674
第2号被保険者	2	1	3	0	1	3	5	7	0	16	19
総数	81	98	179	0	149	122	112	111	78	572	751
			23.8%							76.2%	100%

3 第1号被保険者1人あたり給付月額の比較



令和元年度・令和2年度の実地指導における指摘事項

各地域振興局及び支庁から報告がありました、令和元年度・令和2年度の「介護保険施設等指導事項報告書」から、文書指摘事項となったものをサービス種別毎に取りまとめ、利用者等の氏名を除き原文のまま掲載しましたので業務の参考にしてください。

※ 出水市で行った実施指導の指摘事項については、どの事業所へ、どのような指摘が行われたのかわかってしまう恐れがあるため、今回は載せていません。

なお、内容が重複するものについては記載を省略しています。

また、報酬請求に関するもの以外は、法、基準省令の条文単位で整理しています。

< 凡例 …… 根拠法令等 >

・法 介護保険法

(居宅サービス)

・居宅基準 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)

(老人福祉施設)

・老福基準 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)

(老人保健施設)

・老健基準 指定介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)

(介護療養型医療施設)

・療養型基準 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

・老企第36号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (H12.3.1 老企第36号)

・老企第40号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (短期入所サービス及び特定施設入所者生活介護に係る部分) 及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (H12.3.8 老企第40号)

令和2年度実地指導における指導事項の概要について

1 通所介護

< 人員基準・運営基準 >

○従業者の員数・勤務体制の確保（居宅基準第93条・101条関係）

・ 介護職員の確保すべき勤務時間数を満たしていない日が、令和2年7月に1回、8月に4回、9月に1回確認された。暦月での減算には当たらないが、人員基準欠如である。

通所介護計画をもとに日ごとの利用者数を確実に把握し、職員の休暇等が出ても基準を満たせるよう、勤務体制の確保・調整を行うこと。【大隅】

<運営基準>

○通所介護計画の作成（居宅基準第99条関係）

・ 通所介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成しなければならない。利用者の基本情報や生活状況や社会との関わり等の情報が不足し、個別性や自立支援に向けた計画作成が不十分になる可能性があることから、自分たちで基本情報やアセスメントの様式を検討してみる。【大隅】

○勤務記録等の整備（居宅基準第37条関係）

・ 看護職員兼機能訓練指導員の職員の辞令が、看護職員兼介護職員として出ていたため、修正したものを発行すること。従業者の勤務表での職種と業務日誌での職種が相違していた箇所が3箇所確認されたので、特に兼務となっている従業者について、その日に担当する職種を明確にして業務にあたり、記録の相違を出さないようにすること。【大隅】

2 介護老人保健施設

<運営基準>

○事故発生の防止及び発生時の対応（老健基準第36条関係）

・ 介護老人保健施設は、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員へ周知徹底する体制を整備することとされているが、同一入所者が骨折を繰り返しているにもかかわらず、リスク委員会の改善策等を職員全員に周知する体制が確認できなかった。職員へ周知徹底する体制を整備し、事故防止策を講じた後の効果についても評価を行うなど、再発防止に向けた対策を行うこと。【大島】

○事故発生の防止及び発生時の対応（老健基準第36条関係）

・ 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされているが、事故報告漏れが見受けられたので、今後、事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うこと。なお、報告漏れのあった事故については、3月中の早い時期に報告すること。【大島】

○事故発生の防止及び発生時の対応（老健基準第36条関係）

・ 介護老人保健施設は、事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこととされているが、研修は実施されているものの、研修欠席者に研修内容を周知徹底する体制が整備されていないので体制を整備すること。【大島】

○介護保険施設サービスの取扱方針（身体拘束関係）（老健基準第13条関係）

・ 家族への説明について、記録等で必要な内容も含め行ったことが分かるようにしておくこと。

- ・ 研修体制を見直すこと。
- ・ 身体拘束廃止委員会が十分に機能するよう改善すること。
- ・ やむを得ず拘束を行う場合の手順について周知徹底すること。
- ・ やむを得ず拘束した場合、経過を記録すること。
- ・ 「便いじり等」については、切迫性が分からないので、検討すること。
- ・ ナースコールを適切な場所に置くこと。
- ・ 職員の理解については、内部監査し確認すること。【北薩】

<報酬請求>

○身体拘束廃止未実施減算について（老企第40号第2の6(7)）

・ やむを得ず拘束を行う際の記録を徹底すること。なお、記録がなかったことについては、身体拘束廃止未実施減算を行うこと。介護報酬請求期間は、改善報告の提出月後3ヶ月後に改善状況を確認するまでとなることから、結果通知の月と改善報告の提出月が同一の7月であれば、8月から10月までとなり、提出月が8月となれば改善確認する11月までの4ヶ月となる。【北薩】

令和元年度実地指導における指導事項の概要について

1 訪問介護

<人員基準>

○訪問介護員の員数（居宅基準第5条関係）

・ 管理者兼サービス提供責任者に対する辞令が管理者のみの辞令となっているため、サービス提供責任者についても辞令を交付すること。【鹿児島】

・ 当該事業所の管理者及びサービス提供責任者は事業所敷地外の寄宿舍の介護職員を兼務しているが、訪問介護事業所における管理者又はサービス提供責任者は、敷地外事業所の職務に従事できないことから、兼務関係を見直して、管理業務又は指定訪

問介護の職務に専従すること。【鹿児島】

- ・ 訪問介護員等の員数が、常勤換算方法で2.5以上を満たしていなかったので改善すること。【北薩】

- ・ サービス提供責任者については管理者との兼務となっているが、根拠となるサービス提供責任者の辞令等が交付されていないので是正すること。【始良・伊佐】

- ・ 平成30年7月～現在において、訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者）の員数が、常勤換算方法で2.5以上確保できず、人員基準欠如状態で運営されていることを確認した。については、早急に事業運営の休止及び廃止の検討をするとともに利用者の措置を行うこと。

※常勤換算数計算の誤り（常勤者の40時間で除するところを非常勤者の32時間で除して計算していたことによる誤り。）【大隅】

<運営基準>

○居宅サービス計画に沿ったサービス提供（居宅基準第16条関係）

- ・ 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。更新された居宅サービス計画を受領してはいたが、訪問介護計画を更新しないまま訪問介護を実施していた事例がみられたので改善すること。【大隅】

○居宅サービス計画等の変更の援助（居宅基準第17条関係）

- ・ 指定訪問介護事業者は、利用者の状態の変化等により居宅サービス計画の変更が必要となった場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならないとなっているが、そのことが記録で確認できなかったため、改善すること。【大島】

○サービスの提供の記録（居宅基準第19条関係）

- ・ 1回の訪問介護において「身体介護」と「生活援助」が混在するサービスを提供する場合、それぞれの区分がどの程度含まれるか明確にしなければならないが、貴事業所の日々のサービス提供の記録には、区分や所要時間の欄がなかったことから、様式を改善し明記すること。【北薩】

- ・ 利用者の訪問記録とサービス提供票・業務日誌との間に訪問日や回数の相違が見られた。後日関係書類により確認できたが、今後このような事が生じないように、対策を講じること。併せて、他に記録誤り等がないか改めて確認し報告すること。【北薩】

- ・ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録することとされているが、利用者の心身の状況等が不足した記録

が見受けられたので、適切に記録すること。【大島】

・ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録することとされているが、利用者の服薬管理や家事を一緒にやる等について不足しているものが見受けられたので、既存の記録用紙を工夫するなどして適切に記録すること。【大島】

・ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況、その他必要な事項を記録することとされているが、訪問介護計画に位置付けた一部のサービス内容の記録が確認できなかったので改善すること。【大島】

○指定訪問介護の具体的取扱方針（基準第23条関係）

・ 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針では、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこととなっているが、利用者の健康状態等の情報で不足する部分があったことから、ケアマネジャーとも連携し、的確な情報収集とアセスメントを実施し、より適切な相談及び助言・訪問の実施・記録ができるように努めること。【大隅】

○訪問介護計画の作成（居宅基準第24条関係）

・ 訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならないが、利用者の状況が、自立、一部介助等にチェックのみで、訪問介護計画に位置づけたサービス内容の根拠が不明瞭の利用者が散見された。については、訪問介護計画に位置づけたサービス内容や日程等の根拠が分かるようアセスメントを行うこと。

なお、今回確認した〇〇氏を含む2名の利用者について、訪問介護計画とアセスメントの記録を提出すること。【北薩】

・ 訪問介護計画の作成に当たって、居宅サービス計画の目標やサービス内容をそのまま写しているが、アセスメントに基づいているか不明瞭であった。については、アセスメントに基づいた援助の方向性になっているか確認すること。【北薩】

・ 訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状態像を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにすることとしているが、利用者の状況が「全介助」のみ、などの事例が見受けられた。

については、当該計画を作成の都度、利用者の状態像について適切に把握し記録すること。

なお、〇〇氏のアセスメントの記録を提出すること。【北薩】

・ 訪問介護計画に、訪問介護の目標を達成するための具体的サービス内容等を記載

しなければならないが、身体介護と区分している内容が生活介助と思われる内容であったり、身体介護と生活援助のサービスの具体的内容と所要時間が記載されていなかったなど不適切な事案が見受けられた。

については、必要な内容を記載した訪問介護計画を作成すること。

なお、今回確認した利用者で〇〇氏については訪問介護計画を提出すること。【北薩】

- ・ 訪問介護計画に、「デイの準備、陰部洗浄、買い物、掃除」等々記載はあるが、区分や所要時間の記載がなかったことから、明記しておくこと。

なお、今回確認した利用者について、所要時間を明記した当該計画を提出すること。

【北薩】

- ・ 訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況及び希望を踏まえて、作成しなければならないが、①アセスメント記録紙が統一されておらず、ADLや生活状況の記録紙がない、②アセスメント記録紙の利用者の情報が「一部介助」で、担当者会議記録の内容についても不十分、③新規の利用時の情報は更新されていない、④二人介助の理由が不明、など散見された。なお、事業所の説明により、利用者の状況やサービスにおける留意事項など把握していると思われた。については、担当者会議記録用紙やアセスメント様式を整理するなどして、更新時期にも状態像を記録し、その内容を踏まえて当該計画を作成すること。

なお、今回確認した利用者について、アセスメントの記録と、アセスメントを踏まえた訪問介護計画を提出すること。【北薩】

- ・ 訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならないが、身体介助の排泄にかかる利用者の状況が、トイレ、Pトイレのみだったり、入浴の二人介助で、安全面の理由が具体的でなかったり、夜間の訪問の必要性の記載がないなど、訪問介護計画に位置づけたサービス内容の根拠が不明瞭の利用者が見受けられた。については、訪問介護計画に位置づけたサービスの根拠が分かるようアセスメントを行うこと。【北薩】

- ・ 短期目標期間で計画見直しを行っているが、排泄ケアに係る生活援助と身体介護の追加を計画に記載しておらず、またサービス提供後に計画を作成するなど見受けられたことから、生活援助及び身体介護の追加など漏れがないよう、また計画について利用者に説明し、同意を得てからサービスを提供すること。【北薩】

- ・ 訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状態像を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにすることとしているが、排泄介助に係る利用者の状況が、「リハパンツの廃棄」で身体介護と判断できる情報が不足、生活援

助に係る情報がない、など見受けられた。については、訪問介護に位置づけた内容の利用者の状態像を適切に記録すること。

なお、今回確認した利用者について、情報を整理した記録を提出すること。【北薩】

- ・ サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成することとしているが、アセスメントが実施されずに計画が作成されているものが見受けられたことから改善すること。【始良・伊佐】

- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族対して説明し、利用者の同意を得なければならないが、サービス担当者会議が開かれた時にしか同意をもらわず、残り半分は同意のないままに通所介護サービスを実施していた事例があったので、必ず同意をもらうようにしておくこと。また、家族が同意の代筆をしている場合に利用者本人の名前の記載のみで代筆者名の記載がないものが見受けられたことから、代筆者名(続柄も含め)も記載してもらうようにすること。【大隅】

- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族対して説明し、利用者の同意を得なければならない。本人がサインをできない場合は家族に代筆をしてもらうのが原則だが、サ責が代筆をしていた事例が見受けられたので家族に代筆をしてもらうように改善すること。【大隅】

- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族対して説明し、利用者の同意を得なければならないが、利用者の同意を得ていない計画が見受けられたことから、必ず同意をもらうようにすること。本人の直筆が難しい場合は家族に代筆してもらうなどし、利用者の同意を得たことが明らかになるようにすること。【大隅】

- ・ サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならないが、居宅介護支援事業所から更新した居宅介護計画を受領しているにもかかわらず、更新した訪問介護計画を作成せずに訪問介護を提供していたので改善すること。【大隅】

- ・ 訪問介護計画は利用者の日常生活全般の状況や希望・環境等を踏まえて、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画書を作成しなければならないが、情報が得られているか、またそれらが計画に活かされているかが不明確な事例がみられたことから、アセスメント表を作成・利用する等し、より生活状況や希望を考慮した計画が立案できるようにすること。【大隅】

- ・ 訪問介護計画の作成にあたり、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供に

よって解決すべき問題状況を明らかにする（アセスメント）ことが必要であるが、記録内容が不十分であるため、アセスメントシートの様式を検討し、記録すること。

【熊毛】

・ 訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、援助の方向性や具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画を作成することとされているが、アセスメントが実施されないものが一部見られたのでアセスメントを適切に行うこと。【大島】

・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の目標や内容等について、利用者やその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこととされているが、そのことを確認する記録がなかったため、評価について説明した日付、記名ができるよう様式を作成するなどして記録に残すこと。【大島】

・ 訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき援助の方向性や目標を明確にするものとされているが、利用者の心身の状況等不十分なアセスメントが実施された記録が見受けられたため、必要な情報を整理し記録に残すこと。【大島】

・ サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標及び具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならないとされているが、具体的な内容、所要時間や日程等のないものが見受けられたため、適切に記載した訪問介護計画を作成すること。【大島】

・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき援助の方向性や目標を明確にするものとされているが、アセスメントに医師の意見等の記録がなく、利用者の状況を十分に把握・分析せず、アセスメントシートを作成されているものが見受けられたため、改善すること。【大島】

・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることとされているが、同意した日付けや利用者又はその家族の氏名がないものが見受けられたため、同意を得た記録を残すこと。また、その実施状況や評価についても説明を行うこととされているので、その旨についても記録に残しておくこと。

【大島】

・ サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならないとされているが、交付の確認が出来ないものが見受けられたため、交付した記録を残すこと。【大島】

○管理者及びサービス提供責任者の責務（居宅基準第28条関係）

・ 法人の運営について説明しているが、質の向上を目的とした研修については、計画がなく、実施についても確認できなかったことから、改善すること。

なお、11月以降の計画を早急に作成し、研修を実施した記録を提出すること。【北薩】

・ 参加している法人の研修の記録は、運営の説明についてはあるが、感染症等については参加記録がなく、事業所のカンファレンスも、同法人有料老人ホームの入退居情報のみで、資質向上を目的とした研修の取組は不十分であった。また研修計画もなかった。職員研修については、処遇改善加算のキャリアパス要件の資質向上に関する事項にもなっていることから、早急に改善すること。なお、研修計画と、実施した記録を提出すること。【北薩】

○運営規程（居宅基準第29条関係）

・ 運営規程の職員（訪問介護員等）の員数について、実際の雇用人数と相違があったので、適切に記載の上、変更届を提出すること。

また、営業時間（サービス提供時間を含む）について、運営規程と重要事項説明書の記述内容に相違が見られたので、確認の上、必要があれば変更届を提出すること。

【北薩】

・ 運営規程や重要事項説明書について、実態と相違しているので整合性のある運営規程や重要事項説明書にあらためること。【始良・伊佐】

・ 令和元年10月の料金の変更については、利用者又はその家族へ説明を行ったとのことだったが、重要事項説明書の変更がなされていなかったため改訂をすること。

【熊毛】

・ 指定訪問介護事業所は、指定訪問介護事業ごとに、運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないが、運営規程が介護予防事業を実施していた当時のままになっているので、変更の上、変更届を提出すること。【熊毛】

○勤務体制の確保等（居宅基準第30条関係）

・ 新たに雇用した従業者に辞令が交付されていないので、交付すること。【鹿児島】

・ 出勤簿（又はタイムカード）が作成されておらず、サービス提供を行ったとする従業者の出勤について確認ができないため、出勤簿（又はタイムカード）を整備すること。【鹿児島】

・ 指定訪問介護事業所ごとに勤務の体制を定めなければならないが、他事業所兼務職員の勤務時間が明確に区分されていなかったため、それぞれの勤務状況がわかるよう勤務時間を区分した勤務表を作成すること。【北薩】

・ 勤務表において常勤又は非常勤の別、職種及び兼務関係が記載されていないので記載すること。また、従業者の寄宿舍運営に係る従事関係（兼務状況）が不明であり、さらに、訪問介護員としてサービス提供を行っている時間帯に、寄宿舍の夜勤職員の業務に従事しているため、両業務に従事する時間帯を勤務表において明確に区分し、訪問介護員としてサービス提供を行う時間帯に寄宿舍の職務に従事しないこと。

【鹿児島】

・ 月ごとの勤務予定表と実際の勤務実績に基づく勤務表を作成していなかった。利用者に対する適切なサービスの提供の確保及び指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護従業者の員数や加算要件を確認するため、勤務実績の管理を適切に行うこと。【南薩】

・ 利用者に対し適正な指定訪問介護を提供できるよう、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならないが、月ごとの勤務表が作成されていなかったため、基準に沿った勤務表（計画・実績）を毎月作成すること。

については、7月分の勤務計画（予定表）並びに5月・6月分の勤務実績を提出すること。【北薩】

・ 勤務表については、原則として月ごとに作成し、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が明確にわかるように作成しなければならないが、確認ができなかった。については、11月の実績と12月の計画（予定）を作成のうえ提出すること。【北薩】

・ 事業所における就業規則に職員の勤務形態を明確に規定するとともに勤務割表を作成して各職員に交付すること。【始良・伊佐】

・ 指定訪問介護事業者は、訪問介護事業者の資質向上のために、その研修機会を確保しなければならない。高齢者虐待防止や苦情・相談、事故防止、個人情報保護等に関する研修が不足していたので年間研修計画を立て、研修を充実させ、虐待防止（身体拘束防止含む）や認知症・接遇・プライバシー保護などのマニュアルの整備も行い、それらを活用した研修等を実施し職員の資質向上を図るようにすること。訪問介護事業所としての研修記録もしっかり残すこと。【大隅】

・ 勤務表については、原則、月ごとに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。また、勤務実績については時間表記の勤務表作成を行い、それにおいて勤務状況を管理する体制を確保すること。については、上記に留意し、過去3ヶ月（10月～12月分）の勤務表を作成し提出すること。【大隅】

・ 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質向上のために、その研修の機会を確保し資質向上に努めなければならない。研修はある程度実施していたが、マニュアル

の整備が不十分であったので、高齢者虐待防止や認知症・プライバシー保護等のマニュアルを作成・整備し研修等に生かすこと。【大隅】

- ・ 勤務表については、原則月ごとに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。

また、勤務実績については時間表記の勤務表作成を行い、それにおいて勤務状況を管理する体制を確保すること。つきましては、上記を留意し、過去3ヶ月（8月～10月分）の勤務表を作成し提出すること。【大隅】

- ・ 指定通所介護事業者は、従業者の勤務体制を定めておかなければならないとされているが、勤務表に常勤・非常勤の別の記載がなかったので、明確にすること。【大島】

- ・ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに勤務の体制を定め、原則として月ごとの勤務表を作成することとされているが、勤務表に管理者が記載されていなかったため、適切に勤務表を作成すること。【大島】

- ・ 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の質の向上を図るために、その研修の機会を計画的に確保することとされているが、研修の機会を確保されていなかったため、事業所内の研修計画表や、実施記録書を作成するなどして計画的に研修の機会が確保できるよう改善すること。また、使用した資料はファイリングして、欠席者への周知が図られるよう環境を整えておくこと。【大島】

- ・ 指定訪問介護事業者は、月ごとの勤務表を作成し、職員の勤務体制を明確にしなければならないとされているが、常勤の従業者の勤務時間が不明だったので、勤務表に勤務時間を記載すること。【大島】

- ・ 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の質の向上を図るために、その研修の機会を計画的に確保することとされているが、その状況が確認できなかったため、研修計画表を作成し、研修実施後は、記録書を作成し、使用した資料をファイリングするなどして、欠席者へも研修内容が共有できるような環境を整えること。【大島】

- ・ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならないとされているが、事業所への辞令の発令等がされていない者が訪問介護を行っていたため、従業者に対し辞令の発令等を行うこと。【大島】

- ・ 指定訪問介護事業者は、当該事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならないが、訪問介護員としての辞令の発令や雇用契約の締結等がなされていないものが見受けられたため、適正に処理すること。【大島】

○衛生管理等（居宅基準第31条関係）

- ・ 定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管

理を行わなければならないとされているが、利用者宅への訪問時に着用する使い捨て手袋・マスク等を従業者に配布していなかったため、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。【大島】

○掲示（居宅基準第32条関係）

・ 訪問介護事業所内に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。【鹿児島】

・ 指定訪問介護事業所は、指定訪問介護事業ごとに、運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないが、運営規程が介護予防事業を実施していた当時のままになっているので、変更の上、変更届を提出すること。また、事業所には最新の運営規程を掲示すること。【熊毛】

・ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、特定訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することとされており、重要事項説明書を掲示しているが、記載されている利用料等の負担割合が、現行の介護保険被保険者の負担割合と異なっていた。また、苦情相談窓口として、奄美市の苦情相談窓口が記載されていなかったため、適切に記載すること。【大島】

・ 指定訪問介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、移動式黒板に掲示した重要事項を壁側にしており、重要事項が確認できなかつたため、確認できるように掲示すること。【大島】

・ 指定訪問介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、苦情相談窓口（保険者）の部署名が現在のもので異なっていたため、訂正すること。【大島】

・ 指定訪問介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、苦情相談窓口（保険者）が記載されておらず、また、鹿児島県国民健康保険団体連合会の電話番号に誤りがあったため、適切に記載すること。【大島】

・ 指定訪問介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することとされているが、苦情相談窓口（保険者）・訪問介護員等の勤務の体制等の掲示がなかったため、適切に記載された重要事項を掲示すること【大島】

○秘密保持等（居宅基準第33条関係）

・ 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならないが、家族の同意を得ていないものが見受けられたので、全利用者の家族より同意を得ること。【北薩】

・ 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得ているものの、その個人情報を利活用したものを事務所に掲示しているので、利用者等の秘密保持等には十分配慮すること。【始良・伊佐】

・ 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないとされているが、当該家族の同意ではなく、代理人の同意を得る内容となっていたので、家族の個人情報の利用について、家族代表の同意を得ること。【大島】

○変更届（法第75条）

・ 通常の実施地域について変更をしていたが、変更届が未提出であったため、届け出ること。【北薩】

・ 運営規程の年間の休日及び利用料の記載が重要事項説明書と異なっていたため、正しく記載し、変更届を提出すること。

また、通常の実業の実施地域については、事業所がサービス提供できる地域外についても記載があったため、事業所のサービス提供体制に合わせたものを記載し、変更届を提出すること。【北薩】

・ サービス提供責任者の人数に変更（4名→3名）があるが、変更届が提出されていないので届け出ること。【北薩】

・ 運営規程において、営業日（年末年始）や営業時間、実施地域について変更をしているが、変更届が提出されていないので届け出ること。【北薩】

・ 実態に合わせて、介護予防訪問介護事業の文言の削除及び利用料の額が法定代理受領サービスであるときの支払い割合の修正を行い、変更届を提出すること。【北薩】

・ サービス提供責任者2名について、辞令・資格証は確認できたが、変更届が出されていないので提出すること。【北薩】

・ 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないとされているが、サービス提供責任者の数が

4人から2人へ変更している届出がされていなかったもので、届出をすること。【大島】

<報酬請求関係>

○訪問介護の区分について（老企第36号第2の2(2)）

・ 「身体介護」と区分している利用者について、計画と「更衣介助なし、清拭は汚染のあった場合のみ」など説明があったことから、生活援助の区分が相当と思われた。た、サービス提供の記録には、更衣介助にチェックされており、上記内容とつじつまが合わなかった。さらに、更衣介助のみで所要時間30分が相当か不明瞭、提供の総時間が、計画では9時から10時10分とあるが、提供の記録では10時までとなっている、など所要時間も不明瞭であった。については、適切な報酬請求か確認し、正確な内容とその根拠を報告すること。【北薩】

○2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等について（老企第36号第2の2

(11)）・ 2人の訪問介護員等による訪問介護を行うことについて利用者又は家族等の同意を得ておく必要があるが、当該事業所においては、居宅サービス計画書に2人介助の記載がありそれをもって提供、算定可能としており、同意を得たことが不明確であった。については、訪問介護計画に記載する等、事業所として同意を得たことを明確にしておくこと。

なお、今回は居宅サービス計画書により同意を得ていたため、返還は求めないこととする。また、2人の訪問介護員等による訪問介護を行うこと理由等についても明確にしておくこと。【北薩】

・ 利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合所定単位数を算定できるが、貴事業所は、訪問介護計画の同意等を同意と読み替えていた。同意が確認できる同意書等が個別にあって訪問介護計画が作成されると解するのが適切である。については、速やかに、個別に同意書を徴取し記録の整備を行うこと。【大隅】

○早朝・夜間・深夜の訪問介護（報酬解釈（訪問通所等）第2の2(12)）

・ 早朝加算については、訪問介護計画上、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、算定できるが、家族の都合で、当初のサービス提供時間が早朝に変更となった利用者について、当該計画が変更されておらず、また経緯の記録がなかったため、当該計画に位置づけられたサービスか不明瞭であった。

なお、サービス提供の記録には、早朝にサービス提供されていることは確認できたが、変更の経過等が記載されていなかった。については、当該計画を追加修正するか、あるいは、サービス提供の記録に経過等を記載しておくこと。

なお、今回確認した〇〇氏については、修正した訪問介護計画を提出すること。（老企第36号第2の2(12)）【北薩】

○特定事業所加算(老企第36 号第 2 の 2 (13))

□ 割合の計算方法

・ 職員の割合については、前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならないとされている。割合については、毎月ごとに記録するものとされているが、記録が確認できなかったため、速やかに作成すること。【大隅】

・ 特定事業所加算の算定要件となっている、計画的な研修の実施については、当該事業所における訪問介護員等ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時間等を定めた計画を策定することとされているが、訪問介護員等ごとの個別具体的な研修内容等を定めた計画がなかった。当該加算は、要件に該当しない場合は、加算を取りやめる必要があるため。加算の算定を取りやめる届出を提出すること。【大島】

・ 特定事業所加算を算定する事業所においては、全ての訪問介護員について個別具体的な目標・内容・実施時期等を定めた研修計画を策定し、実施しなければならないとされているが、当該加算の趣旨に沿った研修計画が策定されていなかったため、基準を遵守して適切に策定し、実施すること。【大島】

○サービス提供体制強化加算（老企第36 号第 2 の 7 (22))

・ 当該加算の算定に当たっては、職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により前年度の平均を用いるとされているが、挙証資料が確認できなかった。ついては、老企第40 号第 2 の 5 (36)に基づき、速やかに、挙証資料関係の整備を行うこと。【大隅】

○介護職員処遇改善加算（老企第36 号第 2 の 2 (22))

・ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の取得要件である「任用の際の職責又は職務内容等の要件」を書面で作成し、全ての介護職員に周知すること。【鹿児島】

・ 資質向上のための研修については、加算の算定要件であるため、介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。【大島】

2 訪問入浴介護

<人員基準>

○管理者（居宅基準第46 条関係）

・ 事業所の管理者については、社協の事務局長が配置されているが、事務局長に管理者としての辞令が交付されていないため、交付すること。【始良・伊佐】

< 運営基準 >

○勤務体制の確保等（居宅基準第54条（第30条準用）関係）

・ 介護職員2名(〇〇氏, 〇〇氏)について, 辞令が確認できなかったため, 辞令等を交付し, その写しを提出すること。【北薩】

・ 勤務表の作成については全従業員の日々の勤務時間や常勤・非常勤の別, 兼務関係を記載し勤務体制を定めること。【始良・伊佐】

・ 事業者は, 訪問入浴介護従業者の資質の向上のために, その研修の機会を計画的に確保することとしている。研修会の開催が不定期で, 研修の機会が確保されていないことから改善すること。【始良・伊佐】

・ 指定訪問入浴介護事業者は, 訪問入浴介護事業者の資質向上のために, その研修機会を確保しなければならない。高齢者虐待防止に関する研修が不足し, マニュアルの整備も確認出来なかったことから, マニュアルを作成し, それらを活用した研修等を実施し職員の資質向上を図るようにすること【大隅】

○掲示（居宅基準第54条（第32条準用）関係）

・ 重要事項説明書の「苦情処理の受付」に記載している行政機関については, 運営規程に規定している事業の実施地域の行政機関も記載すること。【始良・伊佐】

○指定訪問入浴介護の具体的取扱方針（居宅基準第50条関係）

・ 指定訪問入浴介護の提供は, 1回の訪問につき, 看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし, ただし, 利用者の身体の状態が安定していること等から, 入浴により利用者の身体の状態等に支障を生じるおそれがないと認められる場合においては看護職に代えて介護職員を充てる場合は, 主治医の意見を確認した上で行うことができるとしている。主治医の意見について, 資料等により確認ができないことから是正すること。【始良・伊佐】

○変更届について（法第75条関係）

・ 営業時間が変更になっているが運営規程の変更の届がされていないので, 早急に変更届を提出すること。【北薩】

< 人員基準 >

○看護師等の員数（居宅基準第60条関係）

・ 看護職員は, 常勤換算方法で2.5以上の員数が必要であるが, 休止届出前は2.5以上を確保している状況とならなかったため, 事業再開に当たっては, 常勤換算方法で常時看護職員の2.5以上の員数を確保した事業運営を行うこと。【始良・伊佐】

< 運営基準 >

・ 休止届を出した介護保険事業所については, 民間住宅を申請者が借受けているが, 同じスペース内に介護保険事業所と民間事業所とが共存しているので, 利用者の

個人情報等が守られているとは言い難いので、事業再開に当たってはこのようなことがないような十分留意すること。（居宅基準第7条：人員、設備及び運営に関する基準）【始良・伊佐】

○内容及び手続きの説明及び同意（居宅基準第74条（第8条準用）関係）

・ 重要事項等に同意した日が、担当者会議の開催後になっている利用者が見受けられたことから、運営規程や重要事項の説明し契約した後にサービス提供等の手続きを行うこと。仮に、事前に説明し、同意の意向があった場合にはその旨を契約書等に記録しておくこと。【北薩】

○心身の状況等の把握（居宅基準74条（第13条準用）関係）

・ 指定訪問看護事業者は、訪問看護の提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス等の利用状況等の把握に務めなければならないとされているが、更新時等に変化があった状況について記録のないものが見受けられたので、適切に記録に残すこと。【大島】

○指定訪問看護の具体的取扱方針（居宅基準第68条関係）

・ 通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、事業所の屋外でサービスを提供する場合には、あらかじめ通所介護計画に位置づけた上で、通所介護計画に基づき、効果的な機能訓練等のサービスが提供されなければならない。屋外でのサービスが通所介護計画に位置づけられることなく提供されていることから、改善すること。【熊毛】

○主治の医師との関係（居宅基準第69条関係）

・ 主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われなければならないが、居宅サービス計画に位置づけられているが、指示書にない内容を提供していたことから、必要に応じて指示内容を確認し、指示を受け、記録し、次回からは指示内容に明記してもらうなど、連携を図ること。【北薩】

・ 主治の医師に基づき適切な訪問看護が行われなければならないが、服薬の内容のみで指示されたと判断していたり、指示書にない内容を提供していたり、指示されたことを訪問看護計画に位置づけていなかったりなど、不適切な事例が見受けられた。については、適切に指示を受けること。明らかな指示がない場合は、指示内容を確認し、その内容を明記しておき、次回からは指示内容に明記してもらうなど、連携を図ること。

なお、今回確認した〇〇氏については、次期指示書と訪問看護計画の内容の整合性を確認し、提出すること。【北薩】

・ 主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われなければならないが、訪問看護計画に、指示の内容の漏れがあったり、訪問看護報告書に実施状況や利用者の状況

の報告がなかったり，療養通所介護計画の内容がある，などが見受けられた。ついては，主治医から受けた指示の内容について，計画に位置づけ，その提供状況についても，適切に記録し報告すること。【北薩】

○訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成（居宅基準第70条関係）

・ 初回訪問時に把握した基本的な情報等を記録する訪問看護記録書Ⅰを整備していなかったことから，整備すること。【北薩】

・ 利用者の希望，主治の医師の指示及び心身の状況，居宅サービス計画の内容に沿って訪問看護計画を作成しなければならないが，利用者の状況の記録が不十分だったことから，訪問看護計画に位置づけたサービス内容の必要性が不明確であった。ついては，利用者の状況を適切に把握，記録し，訪問看護計画を作成すること。なお，今回確認した〇〇氏について，上記訪問看護記録Ⅰ他等に整理し提出すること。【北薩】

・ 利用者の希望，主治の医師の指示及び心身の状況，居宅サービス計画の内容に沿って訪問看護計画を作成しなければならないが，利用者の状況の記録が不十分だったことから，訪問看護計画に位置づけたサービス内容の必要性が不明確であった。ついては，利用者の状況を適切に把握，記録し，訪問看護計画を作成すること。

なお，今回確認した〇〇氏について，把握している情報を整理し提出すること。【北薩】

・ 指定訪問看護事業所は，居宅サービス計画に位置づけられたサービス提供期間内にサービス計画の変更が必要な場合は，当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な助を行うこととしているが，訪問看護計画の変更がされたもので，居宅サービス計画の変更が確認できないものが一部見受けられたので是正すること。【始良・伊佐】

・ 看護師等は，訪問看護計画書の作成に当たっては，その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得なければならないとなっているが，半月ほど同意を得ないまま訪問看護を実施していた事例が見受けられたことから，同意が遅れないように改善すること。【大隅】

・ 訪問看護計画書の作成に当たっては，その主要な事項について利用者またはその家族に対して説明し，利用者の同意を得て，交付しなければならないとされている。しかし，サービス開始後に同意を得ているものが確認されたため，サービス開始前に利用者に計画書の説明及び同意，交付を行うこと。【熊毛】

○勤務体制の確保等（居宅基準74条（第30条準用）関係）

・ 指定訪問看護事業者は，訪問看護員等の資質の向上のために，その研修の機会を確保しなければならないとされているが，精神，重度障害者関係に関する研修が主

で、高齢者のサービスに関するものが殆ど実施されていなかったことから、介護保険事業所として適切な研修内容に取り組むこと。

※ 前回口頭指導だったが、改善なかったため今回文書指摘とした。【北薩】

- ・ 日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にすることとされているが、それらが明確にされていなかったので整備し、令和元年11月勤務表を提出すること。【北薩】

- ・ 勤務表については、原則月ごとに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にすること。については、上記に留意し、令和元年10月～12月の勤務実績表を作成し提出すること。【大隅】

- ・ 県条例に規定されている利用者に対する虐待の防止及び利用者の権利の擁護に関する取組を行うこと。また、運営規程に利用者に対する虐待の防止及び利用者の権利の擁護に関する内容を盛り込むこと。【熊毛】

- ・ 指定訪問看護事業者は、看護師等の資質向上のために、その研修の機会を計画的に確保することとされているが、事業所内の研修計画表や、参加状況、欠席者への周知が確認できる実施記録書を作成するなどして記録に残すこと。また、使用した資料はファイリングして、欠席者への周知が図られるよう環境を整えておくこと。【大島】

○ 掲示について（居宅基準第74条（第32条準用）関係）

- ・ 重要事項説明書が掲示されていなかったので掲示すること。【北薩】

○ 苦情処理（居宅基準第74条（第36条準用）関係）

- ・ 苦情処理について、苦情を受けた場合の相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにし、また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとしていることから、改善すること。【始良・伊佐】

< 報酬請求 >

○ 准看護師が訪問する場合（老企第36号第2の4(8)）

- ・ 居宅サービス計画上、保健師または看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により保健師又は看護師ではなく准看護師が訪問する場合については、准看護師が訪問する場合の単位数（所定単位数の100分の90）を算定することとされているが、令和元年8月15日に准看護師が訪問した際に100分の100で算定していたので、利用者に対する請求済みの介護報酬について、適正に返還すること。

なお、返還処理をした案件については、介護報酬返還一覧により返還した件数及び金額を報告すること。

※ 保険者による報酬請求処理の前であったことから、誤った請求を取り下げ、正当

な額（准看護師が訪問した額）で請求を行い、返納は生じていない。【大島】

○複数名訪問看護加算について(老企第36号第2の4(10))

・ 複数の看護師等による訪問看護を行うことに該当する旨の理由について不明確であったため、明確にしておくこと。【北薩】

○緊急時訪問看護加算（老企第36号第2の4(16)）

・ 特別管理加算Ⅰを算定している利用者（〇〇氏）について、要件を確認したところ、厚生労働大臣が定める基準（令和元年10月版介護報酬の解釈・単位数表編P182）に該当していないことが確認された。については、同様な事例が混在していないか、遡り精査するとともに、該当案件については、報告を行うとともに速やかに過誤調整を行うこと。【大隅】

○ターミナルケア加算（老企第36号第2の4(18)）

・ 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行う必要があるが、事業所が主治医より受けた指示書では、ターミナルケアの指示であることが明確にされておらず、指示に伴うターミナルケアに係る計画についても明確ではなかった。また、利用者及びその家族等に対しての説明・同意については、日付の記載がなく、ターミナルケアに係る計画についての同意であるかが明確ではなかった。については、算定要件を満たすものか確認の上、それぞれについての明確な資料を提出すること。

なお、事業所で確認の上、算定要件を満たさないと判断した場合には、過誤調整等を行い、適切に対応すること。【北薩】

・ 当該加算については、厚生労働大臣が別に定める状態になければ算定できないが、算定していることが認められた。については、今回確認した利用者に対し、既に請求した費用について返還を行うとともに、自己負担額についても早急に返還等を行うこと。【北薩】

○看護体制強化加算Ⅱ（老企第36号第2の4(24)）

・ 当該加算については、算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上いなければ算定できないが、算定していることが認められた。については、既に請求した費用について返還を行うとともに利用者の自己負担額についても早急に返還等を行うこと。【北薩】

4 訪問リハビリテーション

<運営基準>

○訪問リハビリテーション計画の作成（居宅基準第81条関係）

・ 指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅サービス計画に位置づけられたサービス提供期間内のサービスの評価を適宜行い計画の変更が必要な場合は、当該利用者への連絡その他必要な援助を行うこととしている。訪問リハビリテーションのサービス提供の変更について、介護支援専門員と連携を図り、変更後の居宅サービス計画の交付を受けたことが確認できない事例が見受けられたので是正すること。【始良・伊佐】

5 通所介護

<設備基準>

○設備及び備品等（基準第95条関係）

・ 食堂及び機能訓練室の合計面積について、静養室を含めた面積となっていたので、静養室を除いた面積とすること。

また、静養室を除いた食堂及び機能訓練室の合計面積の変更について、変更届を提出すること。【南薩】

<運営基準>

○内容及び手続きの説明及び同意（居宅基準第105条（第8条準用）関係）

・ 令和元年10月1日付けの介護報酬額の改定に伴う利用料の変更について、利用者全員に対し説明を行うこと。【南薩】

・ 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要等その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないとされているが、家族の名前で同意を得ていたため、利用申込者の同意を得ること。

なお、利用申込者が署名できない場合は、代筆により利用申込者名を記載し、代筆者名も記載しておくこと。【大島】

○居宅サービス計画に沿ったサービスの提供（居宅基準第105条（第16条準用）関係）

・ 通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供しなければならないが、居宅介護支援事業所からサービス計画をもらい忘れていたり、居宅介護支援事業所のサービス計画と通所計画の長期・短期計画期間が違っていたり、サービス計画で示された項目が抜けていた事例がみられたので改善すること。【大隅】

○サービス提供の記録（居宅基準第105条（第19条準用）関係）

・ ケース記録において同日における入浴の実施・未実施両方の記載がされているも

のが散見された。なお、報酬の請求誤りは認められなかった。については、このような記録誤りが生じないように、記録のチェック体制の強化を含めた対策を講じることとし、その改善内容について報告すること。なお、他の利用者についても誤りがないか確認を行うこと。【北薩】

- ・ 通所介護の実行表（日々の提供）の利用者の記録が毎日同じで、機能訓練や入浴が中止された理由もなかったり、中止にチェックしているが、利用者の記録は実施している状況が記載され、整合性が見られないなど散見された。今回は提供表や個別機能訓練記録等で実施の有無を判断した。については、各記録との整合性と利用者の状態像を適切に記録すること。【北薩】

- ・ 指定通所介護事業所は、指定通所介護を提供した際は、指定通所介護事業者の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録することとされているが、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等記録が不十分な事例が見受けられたので、既存の記録用紙を工夫するなどして記録すること。【大島】

- ・ 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録することとされているが、利用者の心身の状況等について、具体的に記録されていないものが見受けられたので、適切に記録すること。【大島】

○指定通所介護の具体的取扱方針（居宅基準第98条関係）

- ・ 利用者の状態像について、「自立」「見守り」「一部介助」「伝い歩き」のチェックのみや、生活に対する希望を把握していない利用者が散見されたことから、利用者の状態像や意向を十分に把握し、通所介護計画に位置づける目標やサービス内容の必要性が分かるようにすること。

なお、直近に状態像把握した利用者の記録を提出すること。

※前回実地指導の指導事項が改善されていないことから、今回文書指摘とする。【北薩】

- ・ 利用者の状態像について、利用者情報が新規利用の時のみ作成し、以降更新していなかったことから、計画作成時期等適切な時期に更新すること。【北薩】

○通所介護計画の作成（居宅基準第99条関係）

- ・ 通所介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成しなければならないが、①居宅サービス計画や利用者の情報としている居宅介護支援事業所から提供されたアセスメント表も過去のものである、②把握していることが分かる記録が確認できない、③通所介護の目標とサービス内容の整合性が不十分、など見受けられたことから、利用者の状況を把握し、その内容を踏まえた目標や

サービス内容を位置づけた通所介護計画を作成すること。

なお、直近に通所介護計画を作成する利用者について、把握した利用者の情報と、通所介護計画を提出すること。【北薩】

- ・ 通所介護計画の作成に当たって、①利用者の状況が「一部介助」「全介助」のみで、介助や機能訓練の必要が不明瞭、②目標とサービス内容の整合性が不十分、③新規申請の際の利用者の情報が、更新されていなかった、など見受けられた。ついては、利用者の状態像や意向を十分に把握し、通所介護計画に位置づける目標やサービス内容の必要性を明らかにしておくこと。

なお、今回確認した利用者について、記録を提出すること。【北薩】

- ・ 居宅サービス計画の内容に沿っていなかったり、目標とサービス内容、あるいは個別機能訓練計画との整合性が不十分だったり、歩行の安定にかかる個別機能訓練を行っている利用者に、効果が期待できないと思われる麻雀を毎日2時間させている、など見受けられた。

ついては、居宅サービス計画に沿って、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、目標とサービス内容を設定した通所介護計画を作成し、計画的に通所介護を行うこと。なお、麻雀については、機能訓練の効果や必要性をケアマネと検討すること。【北薩】

- ・ 通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとするとしているが、実施状況や評価について説明がされていないことが認められたことから改善すること。【始良・伊佐】

- ・ 指定通所介護事業所は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合や居宅サービス計画に位置づけられたサービス提供時間内のサービスの評価を行い、計画の変更が必要な場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うこととしている。居宅サービス計画の変更がされないまま、通所介護計画の変更並びに通所介護サービスが提供されている事例が見受けられたので是正すること。

【始良・伊佐】

- ・ 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならないが、アセスメント実施が初回計画作成時のみとなっていたため、計画の変更等においてもアセスメントを実施し、通所介護計画を作成すること。【始良・伊佐】

- ・ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて

作成されなければならない。居宅介護支援事業所から基本情報やアセスメント表を提示してもらえていない場合に利用者の基本情報や生活状況や社会との関わり等の情報が不足し個別性や自立支援に向けた計画作成が不十分な事例がみられたことから、情報収集・アセスメントした上で目標等を達成するための具体的な計画を作成するようにすること。【大隅】

- ・ 通所介護事業者の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成のうえ説明し、利用者の同意を得て交付しなければならないが、同意をもらわないまま、又は同意をもらうのが遅れたまま通所介護を実施していた事例が見受けられたことから、改善すること。【大隅】

- ・ 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、機能訓練等の目標や具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成することとされているが、利用者の状況等について介護支援専門員からの情報のみで計画を作成しているため、情報の把握が不十分な計画が見受けられた。事業所としてのアセスメントを実施し、更新時にはアセスメントの見直しを行い、大きな修正がない場合は、朱書きで修正し、日付けを記載する等して、最新の情報をもって通所介護計画を作成すること。【大島】

- ・ 通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとされているが、評価の説明を行ったことが記録で確認できなかったため、説明日、本人及び家族の氏名、押印等を記録に残すこと。【大島】

○運営規程（居宅基準第100条関係）

- ・ 運営規程に記載している営業日については、職員の勤務割表の土曜日に勤務指定を行っておらず、土曜日の営業を行っていないことから、運営規程に規定している営業日と実態が相違しているため、適正に対応すること。【始良・伊佐】

○勤務体制の確保等（居宅基準省令第101条関係）

- ・ 採用時に指導員の辞令を交付しているが、生活相談員としての辞令がなかったため、辞令等を交付して職名を明確にするとともに、その写しを提出すること。【北薩】

- ・ 看護職員の辞令について交付されていない職員が1名いたため、辞令等を交付し、その写しを提出すること。【北薩】

- ・ 機能指導訓練員1名（〇〇氏）について、兼務辞令が確認できなかったため、辞令等を交付し、その写しを提出すること。【北薩】

- ・ 先月（R1.12.27）と今月（R2.1.6）に雇用を開始した看護職兼機能訓練指導員2名

について、辞令が確認できなかったので早急に交付し、その写しを提出すること。

【北薩】

・ 勤務表と出勤記録（タイムカード）との勤務時間が一致しない職員や、10・11月分のタイムカードが存在しない職員（2人）が見受けられた。については、R元年12月分とR2年1月分の全員の勤務実績表並びにタイムカードがなかった2名の10・11月の勤務が確認できるものを提出すること。【北薩】

・ 指定通所介護事業者は、通所介護従事者の資質向上のために、その研修の機会を確保することとしている。研修会の開催等が不定期で、研修の機会が確保されていないことから改善すること。【始良・伊佐】

・ 指定通所介護事業者は、通所介護事業者の資質向上のために、その研修機会を確保しなければならない。高齢者虐待防止に関する研修が不足していたのでマニュアルの整備も行い、それらを活用した研修等を実施し職員の資質向上を図るようにすること。【大隅】

・ 勤務表については、現在、給与支給日から起算した勤務表（21日～翌月20日）の作成を行い、勤務形態の管理を行っているところであるが、原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、兼務関係等を明確にすること。については、上記に留意し、令和元年11月～令和2年1月の勤務実績表を作成し提出すること。【大隅】

・ 指定通所介護事業者は、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、管理者との兼務関係等を明確にすることとされているが、管理者の兼務関係の記載がされていなかったため、適切に記載しておくこと。【大島】

・ 指定通所介護事業者は、通所介護従事者の質の向上を図るために、その研修の機会を計画的に確保することとされているが、確認できなかった。研修計画表を作成し、使用した資料をファイリングして、その実施記録書に出席状況を記載し、欠席者へも研修内容が周知できるような環境を整えること。【大島】

○非常災害対策（居宅基準第103条関係）

・ 非常災害対策に関する具体的計画の概要（避難場所及び避難経路等）を当該事業所において利用者及び従事者が見やすいように掲示しなければならないが、掲示されていないので掲示すること。【南薩】

・ 避難経路、ハザードマップについて掲示がなかったため、利用者及び従業者へ見やすいよう掲示すること。【北薩】

・ 「非常災害に関する具体的計画」が作成されていなかった。

通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への

通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならないことから、早急に計画の作成を行うこと。また、計画の概要を施設内の利用者及び従業員の見やすい場所に掲示すること。【大隅】

○衛生管理等（居宅基準第104条関係）

・ 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を、0.2～0.4 mg/ℓ に保つこととなっているが、基準に満たない状態が見受けられたことから、浴槽水に適宜塩素剤を投入し、適正な濃度に保つこと。【北薩】

・ 浴槽水の遊離残留塩素濃度の測定を入浴前に塩素系薬剤を投入し適正な塩素濃度の0.2～0.4 mg/ℓ を確保するとともに、入浴中間～入浴終了前にも塩素濃度を計測するなり、適正な塩素濃度管理（1日2時間以上0.2～0.4 mg/ℓ 以上を保つ）に努めること。

また、日々の塩素濃度計測の記録および清掃記録を作成すること。【大隅】

・ 通所介護事業者は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないが、静養室の壁が剥がれかけていたり、洗面所の清掃が不十分だったり、ペーパータオルホルダーの配置が不適切だったことから改善を図ること。【大隅】

○掲示（居宅基準第105条（第32条準用）関係）

・ 事業所の見やすい場所に利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示しなければならないが、掲示されていないので重要事項説明書等を掲示すること。【南薩】

・ 指定通所介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、苦情相談窓口（保険者及び鹿児島県国民健康保険団体連合会）が掲示されていなかったため、掲示すること。【大島】

・ 指定通所介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することとされているが、年末年始の休みに誤りがあったため、適切に記載すること。（誤：12/29～1/3）（正：12/30～1/3）【大島】

○会計の区分（居宅基準第105条（第38条準用）関係）

・ 要介護者等以外の者に通所介護体験サービスを提供しており、通所介護と保険外サービスの利用者が混在している状況となっていた。保険外サービスは指定通所介護の事業とは別事業であり、会計も指定通所介護と区分する必要があるため、介護体験サービスを別事業として実施するか又は体験サービスを廃止すること。【南薩】

○変更届（法第75条関係）

- ・ 事業所の専用区画等を変更していたが、変更届の提出がないので早急に提出すること。【南薩】
- ・ 運営規程の延長サービス可能時間について、午後6時から午後5時30分に変更していたが、変更届の提出がなかったので早急に提出すること。【南薩】
- ・ 機能訓練室の区画の一部が静養コーナーとなっており、当局への届出と相違しているため、実態に即し明確に区分し、変更届を提出すること。【北薩】
- ・ 運営規程のサービス提供時間について変更されていたが、変更の届出がされていなかったので届け出ること。【北薩】

<報酬請求>

○事業所規模による区分の取扱い（老企第36号通知第2の7(4)）

・ 当該年度の通所介護費を算定する際には、前年度（3月を除く）の1月当たりの平均利用延人員数に基づき算定すべき通所介護費を区分する必要があるが、平均利用延人員数の確認がされていなかった。については、平成30年度の規模別報酬計算表を作成の上、確認を行うとともに、当該計算表を提出すること。【北薩】

・ 毎年3月に事業所規模の算定区分の確認を行う必要があるが、確認されていなかったことから、事業所規模別報酬計算表の作成により確認を行い、提出すること。

【北薩】

・ 指定通所介護事業者は、毎年3月に規模別報酬計算表により前年度（3月を除く）の1月当たりの平均利用延人数を算出し、事業所規模の算定区分の確認を行うこととされているが、規模別報酬計算表が作成されていなかったため、作成し確認すること。【大島】

○通所サービスの所用時間（老企第36号第2の7(1)）

・ 通所介護の介護報酬は、適切なマネジメントに基づいて作成された通所介護計画に位置づけられたサービスにより1回のサービス提供に対して算定されるものである。貴事業所の利用者は、心身の状況によりサービスを中断せざるを得ないような、やむを得ない理由もなく、サービス提供の途中、家族と食事をするなど外出している事例（〇〇氏10/18,10/30,10/31）が認められ、介護報酬については、外出時間を除いた「中抜き」算定を行っていた。サービスを中断した時点で、当該回のサービスは、終了したものとし、その後、通所介護サービスを再開しても、介護報酬は算定できないものとされていることから、保険者と協議の上送迎減算を含めて速やかに過誤調整を行うこと。なお、「2時間間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い」の要件に該当しない場合は、当該回の介護報酬は算定はできないことになることに留意するとともに、同利用者以外にも類似事例がないか精査すること。【大隅】

・ 「サービス提供表」（〇〇氏 令和元年9月分）によると、送迎減算が行われてい

る事例（9/17 火）が認められたものの、貴事業所の「通所介護計画実行表・記録」においては、貴事業所への家族等の送迎の有無、到着時間等が確認できなかった。通所介護計画上の所要時間と異なる場合は、所要時間に応じた単位数を算定することとされているが、通常の単位数が算定されていたので、過誤調整を行うとともに、同様な事案がないか併せて自主点検を行うこと。【大隅】

○入浴介助加算（老企第36 号第2 の7(8)）

・ 貴事業所の「通所介護計画実行表・記録」と「サービス提供表」（〇〇氏 令和元年9月分）に相違が認められた。入浴していないとする記録（9/19 木）にもかかわらず、入浴介助加算が算定されていたので、過誤調整を行うとともに、同様な事案がないか併せて自主点検を行うこと。【大隅】

○中重度ケア体制加算（老企第36 号第2 の7(9)）

・ 中重度者ケア体制加算の算定に当たっては、指定通所介護を行う時間等を通じて看護職員を1名以上配置する必要があるが、他の職務との兼務は認められないが、貴施設では、令和元年6月2日に看護職員の〇〇〇が看護師と機能訓練員を兼務している。ついては、令和元年6月2日に算定した加算については返還を行うとともに利用者の自己負担額についても早急に返還等を行うこと。【南薩】

○生活機能向上連携加算(老企第36 号第2 の7(10))

・ 機能訓練に関する記録について実施時間、訓練内容、担当者等の記録がなかったため、様式を整備し、記録すること。【北薩】

・ リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しをすることとされているが、リハビリテーション専門職が助言や今後のプランとして示した「立位保持5秒」等の助言等（〇〇氏 令和元年1月12日）が個別機能訓練計画に反映されていない事例が認められた。ついては、速やかに計画の見直しを行うとともに、当該加算を算定しているその他のケースについても精査すること。【大隅】

○個別機能訓練加算（老企第36 号第2 の7(11)）

・ 機能訓練に関する記録に個別機能訓練加算Ⅱの担当者の記載がないため、個別機能訓練加算Ⅱの訓練を実施した機能訓練指導員が不明確となっていた。個別機能訓練加算Ⅱに係る機能訓練は、利用者に対して機能訓練指導員が直接行うこととなっていることを踏まえ、担当者が明確になるよう記録すること。【北薩】

・ 機能訓練に関する記録について実施時間、訓練内容、担当者等の記録がなかったため、個別機能訓練加算Ⅱに係る機能訓練は、利用者に対して機能訓練指導員が直接行うこととなっていることも踏まえ、様式を整備し、記録すること。【北薩】

・ 個別機能訓練計画について、目標は具体的に記載されていたが、目標に対する評

価が目標が達成されたのか、されなかった場合、どれくらい目標に近づけたのか等が判断できない内容であった。また、上記事例において、リハビリテーション専門職が「本人（が）訓練への意欲も低いため、その日の状態を見ながら声かけ行っていく」としていたが、各回の機能訓練における心身の状態や時点（週・暦月等）ごとの目標の達成度などが判断できる記録が整備されていなかった。ついては、目標達成度が判断できるよう必要において評価を記載するとともに、評価の記載の在り方について見直すこと。【大隅】

- ・ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者毎にその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、効果や実施方法について評価を行うものとされているが、訓練内容の記載がない個別機能訓練計画が見受けられたので、適切に記載すること。【大島】

- ・ 個別機能訓練を行う場合は、3月ごとに1回以上利用者宅を訪問し、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容や進捗状況を説明し、記録することとされているが、訪問した記録がないので、適切に記録すること。【大島】

○サービス提供体制強化加算（老企第36号第2の7（22））

- ・ 職員の割合の算出は、前年度（3月を除く）の平均を用いることとなっているが、算出されていないため、毎年度割合を算出したうえで加算の算定を行うこと。

【北薩】

○介護職員処遇改善加算（老企第36号第2の7(23)）

- ・ 処遇改善加算は、介護職員に支給されるものであるが、貴事業所は、定額（15,000円）を個別機能訓練加算(1)を算定している機能訓練指導員にも支給していた。当該機能訓練指導員は、指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等として配置されていることから、介護職員として従事することは認められない。ついては、「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成30年3月22日）老発0322第2号）に基づき適正に処理すること。【大隅】

- ・ 資質向上のための研修については、加算の算定要件であるため、介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。【大島】

6 福祉用具貸与

<運営基準>

○居宅サービス計画等の変更の援助（居宅基準第205条（第17条準用）関係）

・ 指定福祉用具貸与事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更が必要な場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならないとなっているが、そのことが記録で確認できなかったので、改善すること。

【大島】

○サービス提供の記録（居宅基準第205条（第19条準用）関係）

・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、福祉用具を貸与・販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録することとされているが、利用者の心身の状況等の記録がなかったので、記録すること。

【大島】

○秘密保持等（居宅基準第205条（第33条準用）関係）

・ 指定福祉用具貸与事業者（指定特定福祉用具販売事業者）は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならないとされているが、同意の様式が利用者又は家族のどちらか一方のみの同意を得る様式となっていたので、利用者及び家族代表の両者から同意を得ることができるよう様式を改善すること。【大島】

○勤務体制の確保等について（居宅基準205条（第101条準用）関係）

・ 指定福祉用具貸与事業者（指定特定福祉用具販売事業者）は、原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければならないとされているが、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係が記載されていないので、記載すること。

また、介護保険事業とそれ以外の事業（介護タクシー）に従事する従業者については、両事業の勤務時間が区別されていなかったため、適切に区分し勤務表に記載すること。【大島】

○指定福祉用具貸与の具体的取扱方針（居宅基準第199条関係）

・ 福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付するとされているが、故障時に対応した記録が見受けられなかったため、適切に記録し、利用者に文書で交付すること。【大島】

○福祉用具貸与計画の作成（居宅基準第199条の2関係）

・ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得て交付することとされているが、その記録がなく、確認することが出来なかったため改善すること。【大島】

・ 指定福祉用具貸与の提供にあたっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる

複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供することとされているが、利用者に情報を提供していることが確認できなかったので、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に配慮し、利用者が適切な福祉用具を選択できるよう情報を提供し、説明した内容を記録すること。【大島】

○運営規定（居宅基準第200条関係）

・ 指定福祉用具貸与事業者は、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならないこととされているが、運営規程で定めている利用料等の負担割合に誤りがあったので、正しく記載すること。また、利用料金表が変更されていなかったで、適切に記載すること。

なお、運営規程を変更した際は、変更から10日以内に変更届を提出すること。

（誤（負担割合）：1～2割）（正（負担割合）：1割～3割）【大島】

○適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等（基準第201条関係）

・ 福祉用具貸与・販売事業者は、福祉用具専門相談員の資質向上のために、福祉用具に関する継続的な研修を定期的かつ計画的に受講できるよう、その機会を確保しなければならないとされているが、研修の記録がなく、研修状況が確認できなかったで、研修の機会を確保するとともに、その記録を適切に行うこと。なお、認知症や高齢者虐待についても研修を行うこと。【大島】

・ 指定福祉用具貸与事業者（指定特定福祉用具販売事業者）は、福祉用具専門相談員の資質向上のために、福祉用具に関する継続的な研修を定期的かつ計画的に受講できるよう、その機会を確保しなければならず、また、福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与（指定特定福祉用具販売）の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないとされているが、研修状況が確認できなかった。継続的な研修を定期的かつ計画的に受講できるよう研修計画表を作成し、その状況が把握できるよう資料等ファイリングするなどして記録しておくこと。【大島】

・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、相談員の資質向上のために、福祉用具に関する継続的な研修を定期的かつ計画的に受講できるよう、その機会を確保し、また、相談員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないとされているが、研修状況が確認できなかった。研修を定期的かつ計的に受講できるよう研修計画表を作成し、資料等ファイリングするなど記録すること。

【大島】

○衛生管理等（居宅基準第203条関係）

・ 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者

に行わせる場合は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならないとされているが、委託契約において取り決めるべき事項が不足しているため、契約の相手方と協議の上、契約内容を見直す等し改善すること。【大島】

・ 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならないとされているが、記録がされていなかったため定期的に写真及び文書により確認し、その結果等を記録しておくこと。【大島】

○ 掲示及び目録の備え付け（居宅基準第204条関係）

・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、苦情相談窓口（保険者）が掲示されていなかったため、掲示すること。【大島】

・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、苦情相談窓口（保険者及び鹿児島県国保連合会）の記載がなく、通常の実施地域が以前のもとなっていたため、適切に記載された重要事項を掲示すること。【大島】

○ 勤務体制の確保等について（居宅基準第205条（第101条準用）関係）

・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、従業員の勤務体制を定めておかなければならないとされているが、介護保険事業とそれ以外の事業（文房具店）に従事する従業員について、両事業の勤務時間が区別されていなかったため、適切に区分し勤務表に記載すること。【大島】

7 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

< 人員基準 >

○ 従業員の員数（居宅基準省令第121条関係）

・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準により、機能訓練指導員を1以上配置しなければならないが、現在「訓練を行う能力を有すると認められる者」（理学療法士等の資格を有する者）が配置されていないため、適正な人員配置を行うこと。【熊毛】

< 設備基準 >

○ 設備及び備品等（居宅基準第124条関係）

・ 貴施設はナースステーションに近いという利便性から静養室を短期入所生活介護に使用していた。静養室の利用が認められるのは災害、虐待その他のやむを得ない事

情等の緊急利用が必要でかつ居室が満床時の場合とされているので、静養室の使用は適切に取り扱うこと。【南薩】

<運営基準>

○居宅サービス計画に沿ったサービスの提供（居宅基準第140条（第16条準用）関係）

・ 指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しなければならないが、居宅サービス計画の一項目が短期入所生活介護計画から漏れていた事例が見受けられたことから、改善を図ること。【大隅】

○掲示（居宅基準第140条（第32条準用）関係）

・ 指定短期入所生活介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他重要事項を掲示しなければならないが、掲示されていなかったため、適切な場所に掲示すること。【北薩】

○短期入所生活介護計画の作成（居宅基準第129条関係）

・ 短期入所生活介護計画の策定に当たっては、居宅サービス計画を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成するとされている。定期的に何度も短期入所生活介護を利用する場合、あまり変化がなく以前と同じ計画を使用してもかまわないと思われても、計画について再度説明し利用者の同意を得なければならないが、同意を得られたことが不明確な事例が見られたことから計画作成の都度利用者の同意をもらうよう改善すること。【大隅】

・ 短期入所生活介護の提供の開始に際して、短期入所生活介護計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ることが必要であるが、利用の開始ごとに同意を得ていないことから、改善すること。【大隅】

・ 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、短期入所生活介護計画を作成しなければならない。また、当該計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないが、短期入所生活介護の提供の開始に当たり短期入所生活介護計画の作成及び当該計画について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていないことから、改善すること。【大隅】

・ 短期入所生活介護計画の策定に当たっては、居宅サービス計画を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成するとされているが、長期及び短期目標期間が居宅サービス計画にそっていなかったので居宅サービス計画にあわせるようにすること。また、何度も定期的に短期入所生活介護を利用する場合、あまり変化がなく以前と同じ計画を使用してもかまわないと思われても、計画

について再度説明し利用者の同意を得なければならないが、同意を得られたことが不明確な事例が見られたことから計画作成の都度利用者の同意をもらうよう改善すること。【大隅】

○運営規程（居宅基準137 条関係）

・ 運営規程と重要事項説明書における送迎を行わない日が、相違しているので適性に是正のうえ、状況に応じて運営規程の変更を届け出ること。また、運営規程の実施地域以外の送迎利用料については1割のみの記載となっているため是正すること。

【始良・伊佐】

<報酬請求>

○機能訓練指導員の加算（老企第40 号第2の2(8)）

・ 機能訓練指導員加算については、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の機能訓練指導員を一名以上配置することが要件とされている。しかし、当該事業所では勤務表で要件を満たしていることの確認ができず、実態を把握できないため、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の機能訓練指導員を確保し、勤務表に位置づけること。【熊毛】

○療養食加算（老企第40 号第2の2(15)）

・ 療養食加算については、食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていることが要件の一つとされている。当該事業所では平成31年4月より栄養士が配置されていないが、当該加算を算定している利用者を確認したため、食事の実態を確認したうえで自己点検を行い、要件を満たしていない場合は自主返還（過誤調整）を行うこと。

なお、自主返還を行うに当たっては、介護給付費明細書過誤調整依頼書（保険者受理後の写し）及び過誤調整一覧表（別添一覧表）を実地指導改善報告書の挙証書類として併せて提出すること。

また、加算の取得状況に異動がある場合は介護給付費算定に係る体制等に関する届出書を届け出ること。【熊毛】

8 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

<基本方針>

○基本方針（居宅基準第141 条関係）

・ 指定短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精

神的負担の軽減を図るものとなっていることから、医師の診療方針を確認すること。

【始良・伊佐】

<運営基準>

○非常災害対策について（居宅基準第155条（第103条準用）関係）

・ 避難経路、ハザードマップの掲示がなかったので、利用者及び従業者へ見やすいよう掲示すること。【北薩】

○指定短期入所療養介護の取扱方針（居宅基準第146条関係）

・ 身体的拘束について、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないが、①入所前からの家族の要望で拘束を行っていたり、三つの要件を満たす記録や、身体拘束廃止委員会及び安全対策委員会等で検討した記録もなかった、②同意文書もチェックのみで、具体的でなかった、③拘束に係る毎日の経過記録はあるが、“手を動かす”などで、時間や拘束廃止に向けてのケアの記録がなかった（実際は代替策や、外せる時間帯はあり、取り組んでいることは把握できた）。また、三つの要件を満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等チームで行うとされているが、貴事業所においては、身体的拘束及び拘束の継続の判断や、家族の同意の求めを、身体拘束廃止委員会ではなく、各部署で行っていたが、マニュアルには各部署で行う体制が確認できなかった。やむを得ず身体拘束を行う場合には、事業所において三つの要件を満たすかを確認し、その態様については、経過記録も含め適切に記録すること。また、身体拘束に係る体制について明確に定め、同意についても利用者の状態像を適切に記録すること。（医療施設基準第14条の第5項、身体拘束の手引き）【北薩】

○短期入所療養介護計画の作成（居宅基準第147条関係）

・ 施設サービス計画の原案を作成する際にはアセスメントを実施しなければならないが、入院時のみ行い、その後はモニタリングで代用していたことから、施設サービス計画作成の際はアセスメントを行うこと。

なお、直近の利用者について、アセスメントの記録を報告すること。（医療施設基準第15条第5項）【北薩】

○変更の届出等（法75条関係）

・ 2F職員室休憩室手前の場所については、現在倉庫としても活用しているので、専用区画の届出事項の変更に該当するので、速やかに変更事項を届出ること。【始良・伊佐】

9 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

<運営基準>

○サービスの提供の記録（居宅基準第181条関係）

・ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定入居者生活介護の終了に際しては、終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならないとされているが、開始の年月日が記載されていないものがあったので記載すること。【大島】

○特定施設入居者生活介護の取扱方針（居宅基準第183条関係）

・ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとされているが、3月に1回以上の開催が行われていなかったため、適切に開催すること。また、身体的拘束等の適正化のための指針も整備されていないので、「施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方」他6項目を盛り込んだ指針を整備すること。【大島】

○特定施設サービス計画の作成（居宅基準第184条関係）

・ 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握され解決すべき目標に基づき、他の特定施設従事者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成しなければならない。また、介護等のサービス提供に当たっては、特定施設サービス計画に基づき適正に行われることとしている。更新申請の利用者において、サービス担当者会議や利用者の同意等よりサービス提供が先行している事が一部見受けられたので是正すること。【始良・伊佐】

○勤務体制の確保等（居宅基準第190条関係）

・ 職員の勤務割表については、作成されていないので、今後このようなことがないように適切に対応すること。【始良・伊佐】

○非常災害対策（居宅基準第192条（第103条準用）関係）

・ 火災等の発生を想定した避難経路図が作成されていないので、早急に作成し掲示するとともに、ハザードマップについても、利用者や従業者等に見やすいよう掲示すること。【北薩】

・ BCP（事業継続計画書）は策定されていたが、避難場所、避難経路、避難方法等の記載が不足していることから、火災、風水害、地震等に対処するための具体的な計画となるよう、見直しを行い、計画の概要を施設内の利用者及び従業員の見やすい所に掲示すること。また、策定した計画については、内部研修等を通じて、従業員への周知徹底に努めること。（参考：「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日老総発0909 第1

号，老高発0909 第1号，老振発0909 第1号，老老発0909 第1号）【大隅】

- ・ 「非常災害に関する具体的計画」が作成されていなかった。

特定施設入居者生活介護事業者は，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し，それらを定期的に従業員に周知しなければならないことから，早急に計画の作成を行うこと。また，計画の概要を施設内の利用者及び従業員の見やすい場所に掲示すること。【大隅】

○変更の届出について（法第75条関係）

- ・ 協力医療機関を変更しているが，変更の届出がされていなかったので届け出ること。【北薩】

<報酬請求>

○夜間看護体制加算（老企第40号第2の4(8)）

- ・ 当該加算の算定に当たっては，「重度化した場合における対応に係る指針を定め，入居の際に，利用者又はその家族等に対して，当該指針の内容を説明し，同意を得ていること」が要件の一つとされているが，現状の重要事項説明書及び看取りに関する説明のみでは当該要件の内容に不足があるため，重度化した場合における対応に係る指針の内容を検討し，改善すること。【熊毛】

○介護職員処遇改善加算（老企第40号第2の4(17)）

- ・ 処遇改善加算は，介護職員に支給されるものであるが，貴事業所は，定額（15,000円）を介護職員の外，本来，対象外である看護職員にも支給していた。については，「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成30年3月22日）老発0322第2号）に基づき，貴事業所が定めたキャリアパス要件Ⅰの基準や就業規則等との整合性を検証の上，必要な見直しを図り，適正に処理すること。【大隅】

10 福祉用具貸与・特定福祉用具販売（予防を含む）

<運営基準>

○勤務体制の確保等（居宅基準第205条（第101条準用）関係）

- ・ 福祉用具専門相談員1名の辞令が交付されていなかったため，交付しその写しを提出すること。【北薩】

○衛生管理等（居宅基準第203条関係）

- ・ 委託契約の締結において，消毒・保管・管理に伴う標準作業書の存在が確認できなかったため，標準作業書を適切に保管・管理すること。【北薩】

11 特定福祉用具販売

< 運営基準 >

○サービス提供の記録（居宅基準第211 条関係）

・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、福祉用具を貸与・販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録することとされているが、利用者の心身の状況等の記録がなかったので、記録すること。

【大島】

○勤務体制の確保等（居宅基準第216 条（第101 条準用）関係）

・ 指定福祉用具貸与事業者（指定特定福祉用具販売事業者）は、原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければならないとされているが、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係が記載されていないので、記載すること。また、介護保険事業とそれ以外の事業（介護タクシー）に従事する従業者については、両事業の勤務時間が区別されていなかったもので、適切に区分し勤務表に記載すること。【大島】

・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、従業者の勤務体制を定めておかなければならないとされているが、介護保険事業とそれ以外の事業（文房具店）に従事する従業者について、両事業の勤務時間が区別されていなかったもので、適切に区分し勤務表に記載すること。【大島】

○適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等（居宅基準第216 条（第201 条準用）関係）

・ 指定福祉用具貸与事業者（指定特定福祉用具販売事業者）は、福祉用具専門相談員の資質向上のために、福祉用具に関する継続的な研修を定期的かつ計画的に受講できるように、その機会を確保しなければならず、また、福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与（指定特定福祉用具販売）の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないとされているが、研修状況が確認できなかった。継続的な研修を定期的かつ計画的に受講できるように研修計画表を作成し、その状況が把握できるよう資料等ファイリングするなどして記録しておくこと。【大島】

・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、相談員の資質向上のために、福祉用具に関する継続的な研修を定期的かつ計画的に受講できるように、その機会を確保し、また、相談員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないとされているが、研修状況が確認できなかった。研修を定期的かつ計画的に受講できるように研修計画表を作成し、資料等ファイリングするなど記録すること。【大島】

○掲示及び目録の備え付け（居宅基準第216 条（第204 条準用）関係）

・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、苦情相談窓口（保険者）が掲示されていなかったため、掲示すること。【大島】

○秘密保持等（居宅基準第216条（第33条準用）関係）

・ 指定福祉用具貸与事業者（指定特定福祉用具販売事業者）は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならないとされているが、同意の様式が利用者又は家族のどちらか一方のみの同意を得る様式となっていたため、利用者及び家族代表の両者から同意を得ることができるよう様式を改善すること。【大島】

1 2 介護老人福祉施設

<人員基準>

○従業者の員数（老福基準第2条関係）

・ 特別養護老人ホームにおいて勤務すべき時間帯については、介護職員等の直接処遇職員については原則として兼務はできないとされているが、令和元年6月において併設のデイサービスセンター（地域密着型通所介護）の看護職員が不在であったことから、代わりに当該特別養護老人ホームの2名の常勤看護職員が兼務を行っていたことが認められた。については、貴事業所の過去の状況について自主点検の上、体制を整備すること。【大隅】

・ 直近3ヶ月における介護職員又は看護職員の必要数17人に対し、常勤換算で6月は189人、7月は20.2人及び8月は18.2人と必要数を上回っているものの、看護職員が6月の3.3人から8月は2.3人へと減少しており入所者数が30人から50人における看護職員の2人以上配置をкаろうじて満たしている状況である。指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事するものでなければならないとされていることから、入所者の介護、健康管理に支障を来さないよう十分に留意すること。【大隅】

・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準により、機能訓練指導員を1以上配置しなければならないが、現在「訓練を行う能力を有すると認められる者」（理学療法士等の資格を有する者）が配置されていないので、適正な人員配置を行うこと。【熊毛】

・ 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないが、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事するこ

とができることとされている。しかし、現在配置されている介護支援専門員が併設の短期入所生活介護に係る業務を担っており、基準を満たしているとはいえないため、適正な人員配置を行うこと。【熊毛】

<運営基準>

○指定介護福祉施設サービスの取扱方針（老福基準第11条関係）

・ 指定介護老人福祉施設は、身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることになっている。身体拘束等の適正化の指針を整備し3ヶ月ごと委員会を開催することになっていたが、実際は平成31年2月開催が最終で3ヶ月に1回の開催になっていなかったため早急に開催し、報告書も作成すること。また、研修も年2回以上開催し、新人教育でも実施しなければならないが、実施及び計画しているか不明確であったので、計画を立てて確実に実施すること。【大隅】

・ 介護老人福祉施設は、下記①～④に関する4つの指針を整備し、定期的な研修を行うこと。①～③については新規採用時研修にも必要なので研修計画及びプログラムの整備を図ること。また、①（虐待防止含む）③・④のマニュアルも作成し研修等に生かすようにすること。【大隅】

① 身体的拘束等の適正化

② 感染症及び食中毒まん延防止

③ 事故発生防止

④ 褥瘡対策

・ 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束廃止委員会等）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとされているが、平成30年4月から開催されていなかったため、適切に開催し結果を従業者に周知すること。

また、次の点について処理を行うこと。

ア 改善計画書を速やかに提出すること。

イ 改善計画書提出月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。

ウ 改善計画書提出月の翌月から改善が確認された月までの間（最低3月間）について、入所者全員について1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算するとともに、減算した件数、金額が確認できる書類を提出すること。【大島】

・ 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束廃止委員会等）を3月に1回以上開催することとされているが、4月に1回の開催となっていたため、3月に1回以上開催すること。【大島】

○施設サービス計画の作成（老福基準第12条関係）

・ H30.2.28 作成の施設サービス計画を原案とみなし、サービス担当者会議を開催した後、H31.2.28 に更新した同計画を作成していたり、入所時も、施設サービス計画の原案を作成せずにサービス担当者会議を開催していたことから、ケアマネジメントのプロセスを踏んで施設サービス計画を作成すること。【北薩】

・ 施設サービス計画を作成した際は入所者に交付しなければならないが、交付していないことから、入所者に交付すること。【始良・伊佐】

・ 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該サービスの原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めることとしている。一部サービス担当者会議の記録や他専門職からの照会内容及びサービス担当者会議を開催しない場合の理由等について記録等で確認できない事例がみられたので是正すること。【始良・伊佐】

・ 施設サービス計画は入所者の希望を尊重して作成し入所者の同意を得なければならないが、同意が遅延している事例がみられたことから、遅延しないように留意すること。

どうしても遅延してしまう場合（例：家族が遠方に居住）は、その理由を経過記録等に記載し保存しておくこと。【大隅】

・ 施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を直接入所者及びその家族に面接して把握しなければならないとされているが、課題分析（アセスメント）の実施及びその記録のない事例が見受けられたので、適切に実施し、その記録を残すこと。【大島】

・ 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの計画原案に位置付けた施設サービスの担当者からなるサービス担当者会議等の開催により、専門的見地からの意見を求め調整を図ることとされているが、サービス担当者会議等の未開催の事例が見受けられたので適切に実施すること。【大島】

・ 施設サービスの計画の作成後のモニタリングについては、定期的に入所者と面接を行い、その結果について記録することとなっているが、モニタリングを実施していない事例が見受けられたので適切に実施し、記録すること。【大島】

・ 施設サービス計画の原案の内容については、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならないが、更に、計画を作成した際には、当該計画を入所者に交付しなければならないとされているが、入所者又はその家族に対して説明した日付が記録で確認できない事例が見られたので、明確に記載すること。

【大島】

○介護（老福基準第13条関係）

- ・ 入浴サービスの提供について、以下の不適切な処遇が確認された。

①週2回以上入浴サービスを提供しなければならないが、殆どの入所者において、週1回以下となっている実態が、3月以降散見された。②職員は入浴回数が基準に満たないことに気づいているが、介護負担増などを理由に、改善策の検討など取り組んでいなかった。③業務負担があっても、入所者毎の入浴日を決めておらず、外出、受診、拒否等の対応や、清拭に変更した場合の記録など、入浴に関する手順がなく、職員間の共通認識も図っていなかった理由にはならない。以上のことから、入浴サービスの提供に係る手順など早急に定め、適切な回数の入浴サービスを提供すること。

なお、定めた手順と、一月分の入浴実施状況について、報告すること。【北薩】

- ・ 指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。褥瘡予防対策指針は整備したものの褥瘡発生者が多発していたことから、発生予防のための介護方法・体制を再検討し、研修も早期に実施し、記録も的確に行うようにすること。【大隅】

- ・ 入所者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、入所者の排泄状況を踏まえておむつ交換を実施するものとされているが、布おむつを使用することや紙おむつの使用を制限していることから、入所者の心身及び活動の状況に適したおむつの提供に支障をきたす恐れがあるため、紙おむつの使用制限について改善すること。【大島】

- ・ 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとされているが、照会等による意見を求めている事例が見受けられたので、適切に実施しその記録を残すこと。【大島】

○入所者に対する虐待の防止等について（県条例第5条、高齢者虐待防止法第20条）

- ・ 『虐待対応マニュアル』の内容を国の例示の改善内容を参考に確認した結果、以下のとおり、不十分な点が散見されたことから、当該マニュアルの追加と必要な過程を踏まえて改めて作成し、提出すること。【北薩】

- ・ 職員全員に対する虐待対応マニュアルの周知徹底について、以下のとおり、虐待防止委員会による虐待対応マニュアル作成や内部監査にて理解度の確認等、本来当委員会で取り組むべき役割が機能していなかったことから、虐待防止委員会の役割として、当該マニュアル作成や、周知、内部監査等を実施したことがわかる資料を提出すること。【北薩】

・ 職員の外部研修の実施等について、以下のとおり、当該マニュアルに規定されていなかったことから、適切に定めること。【北薩】

・ 風通しのよい職場づくりの検討と具体的な対策については、事業所の課題でもあったが、以下のとおり、虐待と判断する視点や情報伝達及び所内での共有など不十分だったことから、一つの例として、事故報告を施設内で共有するなど、施設内で取り組んでいただきたい。

なお、取り組みの確認の参考とするため、令和元年10月以降の全ての事故及びヒヤリハット報告書の写しを当方に2月25日（火）までに提出し、その中から当方が求めた事案について、関係職員で改めて事実関係等を明らかにした報告を提出していただくこととする。【北薩】

・ 第三者委員会の設立や虐待防止委員会に第三者を入れるなどの取り組みはされていないが、虐待が発生した原因の究明と検討のため、検討していただきたい。【北薩】

・ 当該事業者からの報告及び、薩摩川内市により認められた職員による虐待について、虐待対応マニュアルの未整備、また実地指導時点で改善が見られたが、虐待行為発生から施設長の把握までに約10カ月経過しており、発見した場合の事業所内での情報伝達が不十分、など認められた。については、改善計画書を提出すること。

なお、薩摩川内市に提出することになっている内容と同じもので良い。【北薩】

○管理者の責務（老福基準第22条関係）

・ 管理者は当該施設並びに併設のデイサービスセンター（地域密着型通所介護）の管理者も兼務しているが、それぞれの従業者の員数、業務の実施状況について適切に把握していない状況が確認された。指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、必要な指揮命令を行うものとされていることから、今後そのようなことがないように、体制を整備すること。【大隅】

○勤務体制の確保等（老福基準第24条関係）

・ 指定介護老人福祉施設は、月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員等の配置及び管理者との兼務関係等を明確にしなければならないが、常勤・非常勤別及び機能訓練指導員、管理者、生活相談員、介護支援専門員の記載がなかったため、適切に記載し、勤務体制を明らかにしておくこと。【大島】

・ 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって、施設サービスを提供することとされているが、雇用期間の定めのある介護職員について、雇用契約の更新を行っていない事例が見受けられたため、実態に即して雇用契約書を作

成すること。【大島】

・ 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならないとされているが、勤務表に常勤・非常勤の別が記載されていなかったので作成すること。

また、管理者の兼務について記載されていなかったので、管理者との兼務関係等を明確にすること。【大島】

・ 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならないとされているが、勤務表に職種表記（介護職員）がされていなかったので、適正に記載すること。

【大島】

・ 指定介護老人福祉施設の従事者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することとされているが、計画的な研修の実施や参加していない従事者への周知が不十分であった。研修内容について、従事者が希望する研修内容を調整するなどして、従事者が必要としている資質の向上を図る研修を計画し、参加できない従事者へ周知が図られるよう改善すること。

【大島】

○非常災害対策（老福基準第26条関係）

・ 避難経路図及びハザードマップの掲示がなかったため、利用者及び従業者へ見やすいよう掲示すること。【北薩】

・ 「非常災害に関する具体的計画」が作成されていなかった。

指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならないことから、早急に計画の作成を行うこと。また、計画の概要を施設内の利用者及び従業員の見やすい場所に掲示すること。【大隅】

○衛生管理等（老福基準第27条関係）

・ 高齢者介護施設は感染症に対する抵抗力が弱い高齢者等が、集団で生活する場であり、感染が広がりやすい状況にあることを認識し平常時から対策を実施しなければならない。しかし、トイレに物を多く置いたり、オムツ交換に使用するタオルの消毒が十分でない可能性があることから、これらを改善すること。【大隅】

・ 高齢者介護施設は感染症に対する抵抗力が弱い高齢者等が、集団で生活する場であり、感染が広がりやすい状況にあることを認識し平常時から対策を実施しなければならない。しかし、医師との連携がとれているか不明確であったり、換気が定期的になされていなかったり、施設内の温度管理やオムツ交換後の手洗いが不十分であった可能性が高いことから、これらを改善すること。【大隅】

○掲示（老福基準第29 条関係）

・ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないが、掲示はあったが、掲示内容について再度検討し、掲示すること。【大隅】

・ 指定介護老人福祉施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、運営規程及び重要事項説明書の冊子を手にとって閲覧する方式となっていたので、施設の見やすい場所に掲示すること。【大島】

・ 介護老人福祉施設は、運営規程の概要、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、掲示された重要事項の苦情相談窓口の担当者名が現在の担当者名に修正されていなかったため、適切に記載すること。【大島】

○苦情処理（老福基準33 条関係）

・ 介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならないが、言葉遣いに対する苦情等も見受けられる。高齢者虐待防止マニュアルを作成し、研修を充実させ（新人教育プログラムにも盛り込むこと）、苦情解決や改善が図られるようにしていくこと。【大隅】

○事故発生の防止及び発生時の対応（老福基準第35 条関係）

・ 指定介護老人福祉施設が整備する「事故発生の防止のための指針」については、「施設における介護事故防止に関する基本的考え方」他6項目を盛り込むこととされているが、指針の項目が不足していたので、適切に見直すこと。【大島】

・ 事故が発生した場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備することとされているが、誤薬に関する事案については、分析を通じた改善策並びに従事者への周知徹底が不十分であった。

また、事故発生防止のための委員会は定期的には開催されていたが、繰り返される事故については、早急に委員会を開催するなどの措置を講じて対処すること。【大島】

・ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備することとされているが、事故防止対策委員会において、誤薬の事故発生状況等の分析及び防止策の検討が確認できなかった。報告された事例を集計し、分析したうえで結果をとりまとめ防止策を検討するなど事故防止対策委員会の機能充実を図ること。【大島】

○変更の届出（法第89 条関係）

・ 指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、10日以内に、その旨を都道府県知事に届けることとされているが、介護支援専門員の変更の届出がされていなかったため、届出をすること。【大島】

<報酬請求>

○身体的拘束廃止未実施減算（老企40号通知第2の5(5)）

・ 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束廃止委員会等）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとされているが、平成30年4月から開催されていなかったため、適切に開催し結果を従業者に周知すること。【大島】

また、次の点について処理を行うこと。

ア 改善計画書を速やかに提出すること。

イ 改善計画書提出月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。

ウ 改善計画書提出月の翌月から改善が確認された月までの間（最低3月間）について、入所者全員について1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算するとともに、減算した件数、金額が確認できる書類を提出すること。

・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催されていなかったことから、次の点について適切に処理を行うこと。【大島】

ア 改善計画書を速やかに提出すること。

イ 事実が生じた月（令和元年12月）から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。

ウ 事実が生じた月の翌月（令和2年1月）から改善が認められた月までの間（最低3月間）について、入所者全員について1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算するとともに、減算した件数、金額が確認できる書類を提出すること。

○日常生活継続支援加算（老企第40号第2の5(6)）

・ 当該加算の算定を行うために必要となる介護福祉士の員数を算出する際の入所者数については、前年度の全利用者等の延数を前年度の日数で除した数とする算出や毎月において直近3月間における員数の平均を常勤換算方法を用いて算出することとされているが、これらの挙証資料が確認できなかった。については、老企第40号第2の5(6)に基づき、速やかに、挙証資料関係の整備を行うこと。【大隅】

・ 貴事業所においては、日常生活支援加算Ⅰの要件とされている、①「算定日の属する6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護者状態区分が要

介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上であること」並びに②「介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること」を根拠に令和元年9月末まで算定可能として届け出ていたが、これらの要件を満たしていないことが、貴事業所の挙証資料及び申し出等により認められた。ついては、過去に遡り具体的に精査の上、当局に報告するとともに、保険者と協議の上、速やかに過誤調整を行うこと。【大隅】

○看護体制加算（老企第40号第2の5(7)）

・ 貴事業所においては、看護体制加算Ⅰの要件とされている、「常勤の看護師を1名以上配置していること」とされていたところ准看護師を配置していたことが認められた。ついては、過去に遡り具体的に精査の上、当局に報告するとともに、保険者に協議の上、速やかに過誤調整を行うこと。【大隅】

○夜勤職員配置加算Ⅲ（老企第40号第2の5(8)）

・ 事故のあった平成30年12月前後の人員については、基準を満たしていたことが確認できたが、令和元年10月については、平成30年度の施設入所者等の状況の作成がなく、確定はできなかったことから、平成30年度の施設入所者等の状況の作成し、提出すること。

なお、他の記録から、基準を満たしていると判断できた。【北薩】

○栄養マネジメント加算（老企第40号第2の5(21)）

・ 低栄養状態のリスクの高い者については、おおむね2週間ごとにモニタリングを行うこととなっているが、3週間余りが経過した現在においても実施されていないものがあつた。また、当該対象者については、この間（前回モニタリングの1週間後）に褥瘡が改善されていることから、早急にモニタリングを行い、変更を確認した上で栄養ケア計画の見直しを行うこと。

併せて、当該利用者の常食の量について、モニタリング（6/11、6/25）と、ケース記録（6/17）に相違があつたが、利用者の状態像に伴う一時的に変更した経過のモニタリング記録がなかつたので、記録の誤りなのかが、確認できなかったことから、明確にするとともに、明らかにした内容を報告すること。【北薩】

○サービス提供体制強化加算（老企第40号第2の5(36)）

・ 貴事業所においては、サービス提供体制強化加算Ⅰの要件とされている、「指定介護老人福祉施設の介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること」を根拠に令和元年9月末まで算定可能として届け出ていたが、当該要件を満たしていないことが、貴事業所の挙証資料及び申し出等により認められた。ついては、過去に遡り具体的に精査の上、当局に報告するとともに、保険者に協議の上、速やかに過誤調整を行うこと。【大隅】

○介護職員処遇改善加算（老企40号通知第2の5(37)）

- ・ 介護職員処遇改善加算を対象外職員に支給しないこと。また、介護職員処遇改善加算を支給した対象外職員については、過去に遡り返還を求めること。【鹿児島】
 - ・ 該当職員に返還を求めたことにより加算の算定額に相当する賃金改善が行われなかった場合は、既に支給された加算を保険者に返還すること。【鹿児島】
 - ・ 資質向上のための研修については、加算の算定要件であるため、介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。【大島】
- 1 2 介護老人保健施設
<運営基準>

○施設職員による虐待について（高齢者虐待防止法関係）

- ・ 指宿市が令和元年9月に貴施設の前職員による入所者に対する虐待を認定した。介護老人保健施設は、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保険のサービスの提供に努める必要があるため、このような虐待行為が繰り返さないため、必要な措置（虐待対応マニュアルの整備、職員全体に対する虐待対応マニュアル等の周知徹底、第三者委員会の設立及び施設内での虐待が派生した原因の究明と検討、職員の外部研修の実施と評価の充実、風通しのよい職場づくりの検討と具体的な対策等）を実施すること。【南薩】

○事故発生の防止及び発生時の対応（老健基準第36条関係）

- ・ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備することとされているが、事故防止対策委員会の一部の議事録において、欠席者への周知を確認することが出来なかった。報告書の様式を工夫するなどして周知方法の体制を整備すること。また、指針に記載されるべき内容（施設内の組織に関する事項）が現状と一致していないので、修正すること。【大島】

○勤務体制の確保等（老健基準第48条関係）

- ・ ユニット毎にユニットリーダーを置くこととなっているが、3人のうち2人について辞令がなく確認ができなかったため、速やかに辞令を交付すること。【北薩】

○変更届（法第75条関係）

- ・ 介護支援専門員が追加になっており、辞令・資格証は確認できたが、変更届が提出されていないため、提出すること。【北薩】

<報酬請求>

○排せつ支援加算について（老企第40号第2の6(38)）

- ・ 排せつ支援計画の実施にあたって、支援開始後であってもいつでも入所者及びその家族の希望に応じて支援計画を中断又は中止できることを説明したことの確認がで

きなかったことから、適切に説明を行うこと。【北薩】

1 3 介護療養型医療施設

<運営基準>

○施設サービス計画の作成（療養型基準15条関係）

・ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければならないが、原案については同意を得ていないことから、同意を得ること。【鹿児島】

・ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならないが、交付していないことから、入院患者に交付すること。【鹿児島】

○勤務体制の確保等（療養型基準第25条関係）

・ 勤務表については、原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、看護職員及び介護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることと定めてあるが、看護、介護職員以外の勤務表が作成されていなかった。

については、看護・介護職員以外の従業者も配置した令和元年9月～11月の勤務実績表を作成し提出すること。【大隅】

○衛生管理等（療養型基準第28条関係）

・ 浴槽水の日々の塩素管理が適切に行われていなかったので改善すること。

については、適切な塩素濃度が2時間程度維持できているか確認できる塩素濃度測定の実施及び記録の整備を行うこと。【大隅】

○掲示（療養型基準第29条関係）

・ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならないが、掲示はあったが、掲示の位置について再度検討し、見やすい場所に掲示すること。【大隅】

<報酬請求>

○サービス提供体制加算Ⅱ（老企第40号第2の7(33)）

・ 療養病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上とされているが確認できなかった。実地指導後の10月4日（月）に確認資料が提出され、要件を満たしていたことが確認できたが、サービス提供体制加算等に係る人員要件等については、老企第40号第2の7(33)に基づき、割合維持について、毎年度、「サービス提供体制強化加算等における人員要件確認書」等を用いて算出し、常時、把握できるよう改善を図ること。【大隅】

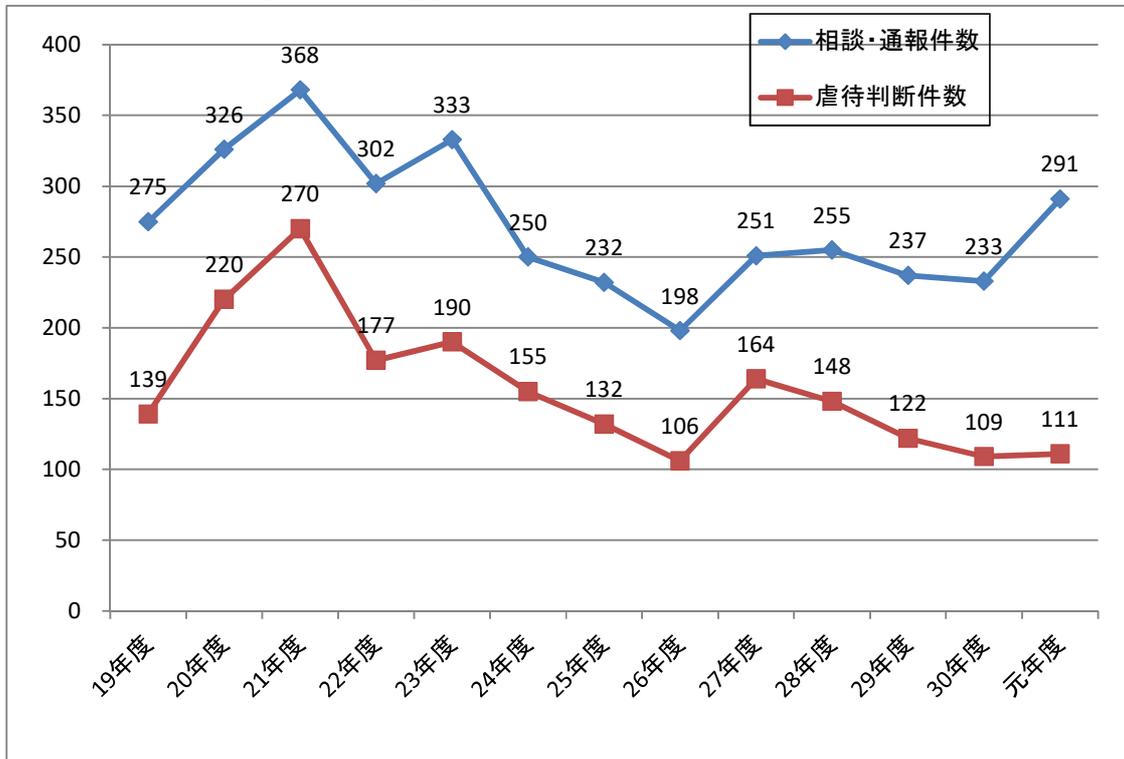
・ 療養病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上とされているが確認できなかった。

については、老企第 40 号第 2 の 7 (33)に基づき、「サービス提供体制強化加算等における人員要件確認書」等を用いて算出し、速やかに、挙証資料関係の整備を行うこと。

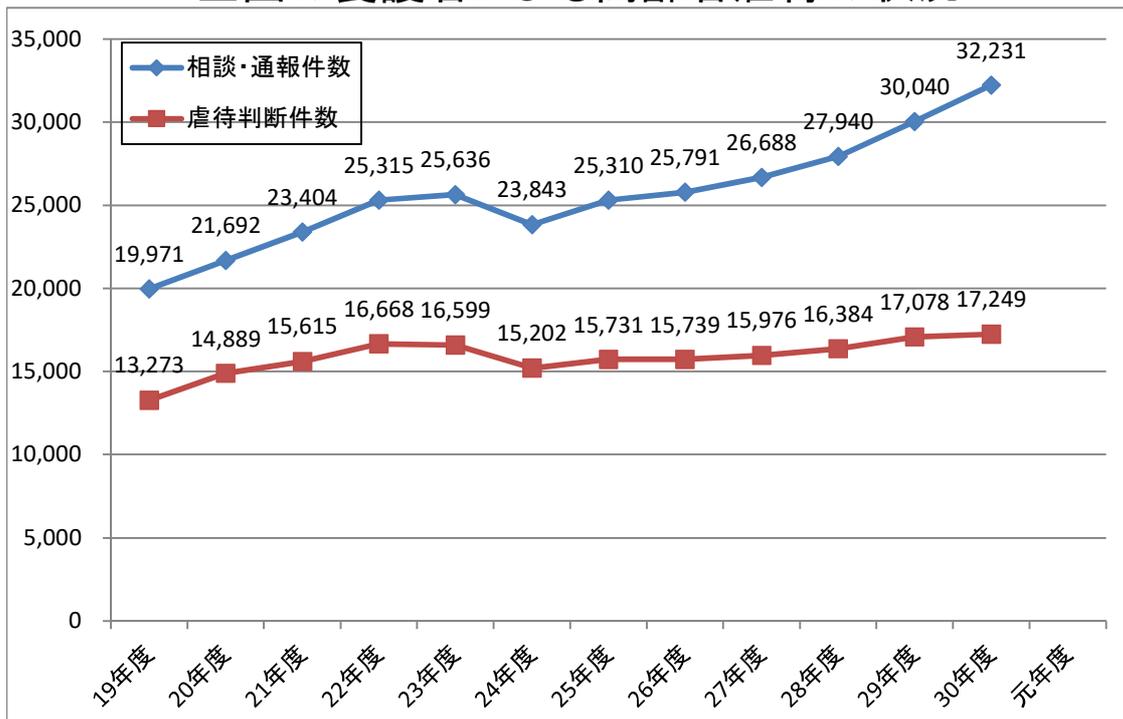
【大隅】

令和元年度 高齢者虐待対応状況調査結果について

鹿児島県の養護者による高齢者虐待の状況

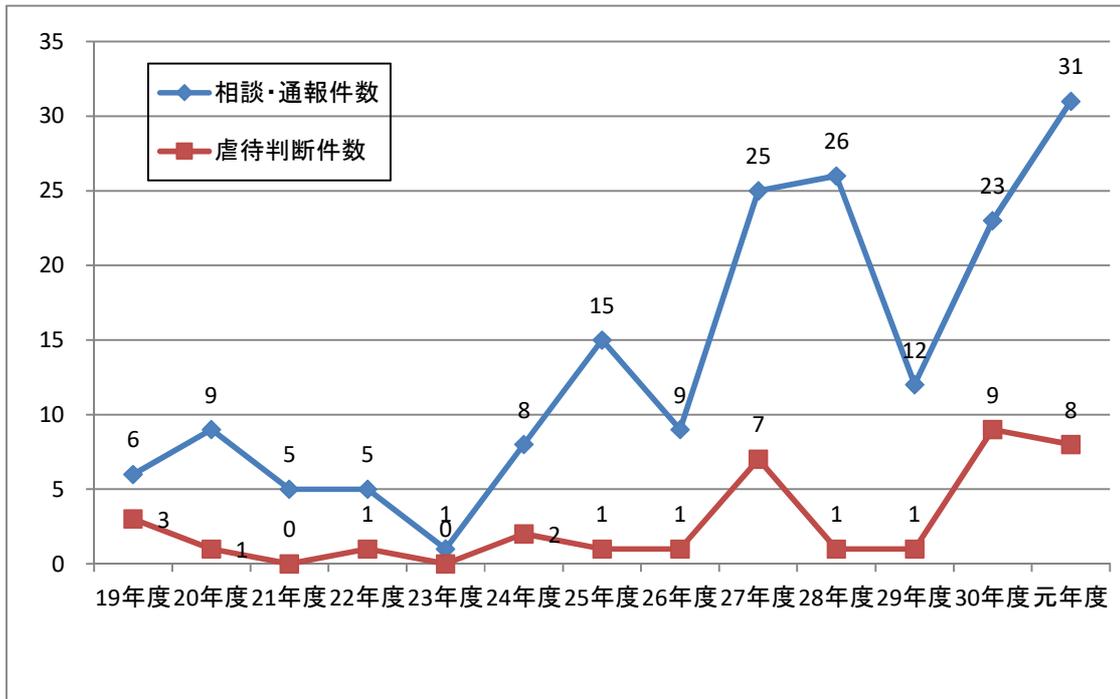


全国の養護者による高齢者虐待の状況

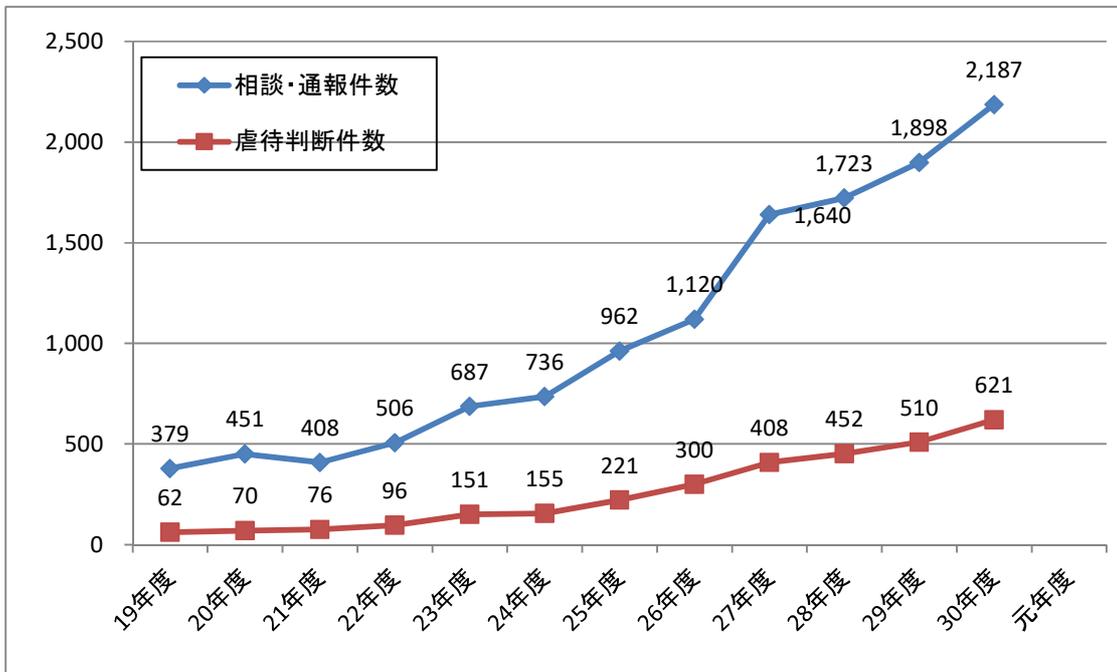


※ 令和元年度の全国件数は、厚生労働省が今後公表予定

鹿児島県の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況



全国の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況



※ 令和元年度の全国件数は、厚生労働省が今後公表予定

令和元年度 高齢者虐待対応状況調査結果について

1 調査の概要

- (1) 当該調査は、法令等に基づき、各市町村に照会した結果を取りまとめたものである。
- (2) 調査対象は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間内に虐待の事実確認を行った件数等である。

2 調査結果の概要

(1) 養護者による高齢者虐待の状況

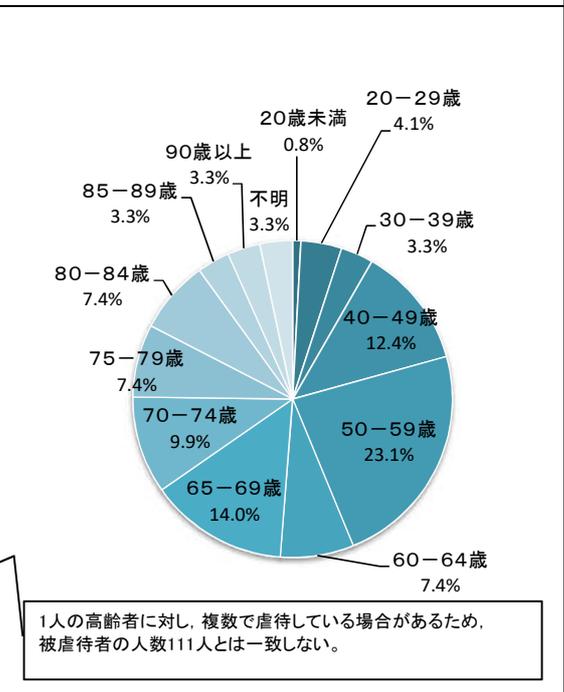
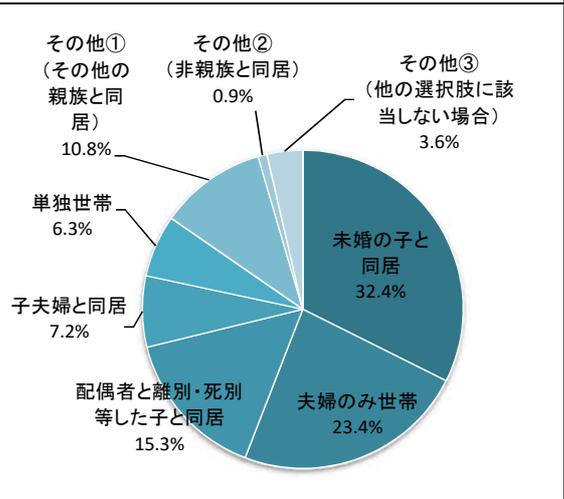
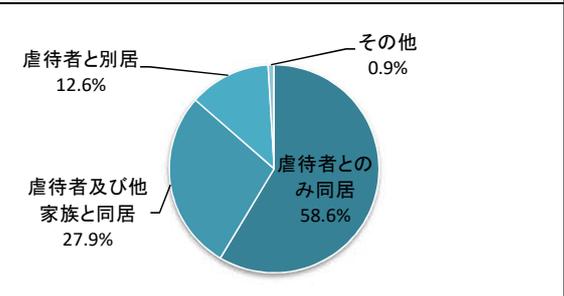
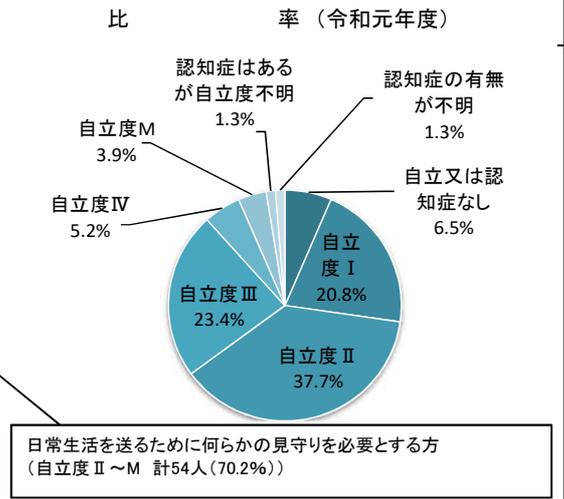
30年度中に通報等を受理し、事実確認調査が元年度となった12件を含む。

(単位：件)

区分	令和元年度(A)	平成30年度(B)	増減(A-B)	比率 (令和元年度)	
相談・通報対応件数(件) (元年度中に通報等を受理した事例)	291 (279)	233 (229)	58 (50)		
相談・通報者の状況 (件)	警察	96	32	64	<p style="text-align: center;">元年度中に通報等を受理した279件の内訳で、重複あり。</p>
	介護支援専門員	74	89	-15	
	家族・親族	27	26	1	
	被虐待者本人	23	14	9	
	医療機関従事者	19	22	-3	
	近隣住民・知人	18	8	10	
	市町村行政職員	16	11	5	
	介護保険事業所職員	11	15	-4	
	民生委員	9	20	-11	
	虐待者自身	2	5	-3	
	その他	18	18	0	
	不明(匿名を含む)	1	0	1	
計	314	260	54		
事実確認の状況 (件)	訪問	175	162	13	<p style="text-align: center;">30年度中に通報等を受理し、事実確認調査が元年度となった12件を含む。</p>
	関係者からの情報収集	92	45	47	
	調査不要と判断	18	7	11	
	立入調査	4	4	0	
	対応を検討中	2	15	-13	
	計	291	233	58	

区分		令和元年度(A)	平成30年度(B)	増減(A-B)	比率 (令和元年度)	
2 虐待の内容	1のうち虐待と判断した件数(件)	111	109	2		
	性別虐待(人)の					
	男	25	30	-5		
	女	86	82	4		
	不明	0	0	0		
	計	111	112	-1		
虐待の種類(件)	身体的虐待	75	87	-12		
	心理的虐待	54	55	-1		
	経済的虐待	32	28	4		
	介護放棄等	32	13	19		
	性的虐待	1	0	1		
	計	194	183	11		
元年度中に虐待と判断した111人の類型で、重複あり。						
3 被害者の状況	被害者の年齢(人)	65-69歳	11	7	4	
		70-74歳	10	16	-6	
		75-79歳	22	27	-5	
		80-84歳	18	23	-5	
		85-89歳	27	24	3	
		90歳以上	23	15	8	
		不明	0	0	0	
		計	111	112	-1	
被害者の介護保険の申請(人)	認定済み	77	79	-2		
	未申請	26	29	-3		
	申請中	3	3	0		
	認定非該当(自立)	5	1	4		
	不明	0	0	0		
	計	111	112	-1		
介護保険認定済者の要介護度(人)	要支援1	3	5	-2		
	要支援2	8	12	-4		
	要介護1	21	17	4		
	要介護2	19	17	2		
	要介護3	9	9	0		
	要介護4	9	13	-4		
	要介護5	6	6	0		
	不明	2	0	2		
	計	77	79	-2		

		区分	令和元年度(A)	平成30年度(B)	増減(A-B)
3	介護保険認定済者の認知症日常生活自立度(人)	自立又は認知症なし	5	8	-3
		自立度Ⅰ	16	14	2
		自立度Ⅱ	29	29	0
		自立度Ⅲ	18	19	-1
		自立度Ⅳ	4	5	-1
		自立度M	3	0	3
		認知症はあるが自立度不明	1	1	0
		認知症の有無が不明	1	3	-2
		計	77	79	-2
4	虐待者との同居・別居(人)	虐待者とのみ同居	65	77	-12
		虐待者及び他家族と同居	31	24	7
		虐待者と別居	14	9	5
		その他	1	2	-1
		不明	0	0	0
		計	111	112	-1
世帯の状況	世帯構成(人)	未婚の子と同居	36	40	-4
		夫婦のみ世帯	26	31	-5
		配偶者と離別・死別等した子と同居	17	15	2
		子夫婦と同居	8	6	2
		単独世帯	7	4	3
		その他①(その他の親族と同居)	12	8	4
		その他②(非親族と同居)	1	1	0
		その他③(他の選択肢に該当しない場合)	4	6	-2
		不明	0	1	-1
計	111	112	-1		
5	虐待者の年齢(人)	20歳未満	1	1	0
		20-29歳	5	1	4
		30-39歳	4	8	-4
		40-49歳	15	12	3
		50-59歳	28	34	-6
		60-64歳	9	14	-5
		65-69歳	17	11	6
		70-74歳	12	12	0
		75-79歳	9	6	3
		80-84歳	9	8	1
		85-89歳	4	10	-6
		90歳以上	4	2	2
		不明	4	4	0
		計	121	123	-2



区分		令和元年度(A)	平成30年度(B)	増減(A-B)	比率 (令和元年度)		
5	虐待者の状況	息子	43	46	-3	<p>1人の高齢者に対し、複数で虐待している場合があるため、被虐待者の人数111人とは一致しない。</p>	
		夫	30	23	7		
		娘	17	24	-7		
		妻	6	9	-3		
		孫	6	3	3		
		兄弟姉妹	5	5	0		
		息子の配偶者(嫁)	1	4	-3		
		娘の配偶者(婿)	0	0	0		
		その他	13	8	5		
		不明	0	1	-1		
		計	121	123	-2		
		6	対応状況	虐待者と被虐待者を分離	46		46
虐待者と被虐待者を非分離	47			43	4		
虐待判断時点で既に分離状態	20			18	2		
対応を検討中	1			0	1		
その他	4			10	-6		
計	118			117	1		
6	対応状況	上記のうち分離の内訳(人)	13	20	-7		
		医療機関への一時入院	12	8	4		
		老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置	6	5	1		
		虐待者を高齢者から分離(転居等)	6	3	3		
		緊急一時保護	3	2	1		
		上記以外の住まい・施設等の利用	3	3	0		
		その他	3	5	-2		
		計	46	46	0		
		上記のうち非分離の内訳(人)	32	22	10		<p>非分離47人の内訳で、重複あり。</p>
		既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	12	10	2		
		被虐待者が介護サービス以外のサービスを利用	7	2	5		
		経過観察(見守り)	6	15	-9		
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	6	3	3				
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	3	0	3				
その他	13	8	5				
計	79	60	19				
成年後見制度の利用状況(人)	6	4	2	<p>元年度中の対応合計人数118人の利用状況</p>			
成年後見制度利用手続き中	2	5	-3				
計	8	9	-1				
(8人の内数)市町村長申立あり	4	5	-1				
(")市町村長申立なし	4	4	0				
日常生活自立支援事業利用開始(人)	5	0	5				

区分		令和元年度(A)	平成30年度(B)	増減(A-B)	比率 (令和元年度)
7 虐待者側の要因(件)	性格や人格(に基づく言動)	77		—	<p>「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー 1.8%</p> <p>ギャンブル 1.1%</p> <p>性格や人格(に基づく言動) 12.5%</p> <p>介護疲れ・介護ストレス 11.0%</p> <p>理解力の不足や低下 10.5%</p> <p>虐待者の介護力の低下や不足 9.9%</p> <p>精神状態が安定していない 9.9%</p> <p>知識や情報の不足 9.4%</p> <p>被虐待者との虐待発生までの人間関係 9.2%</p> <p>孤立・補助介護者の不在等 7.3%</p> <p>障害・疾病 7.3%</p> <p>虐待者の外部サービス利用への抵抗感 3.6%</p> <p>ひきこもり 1.9%</p> <p>その他 1.9%</p> <p>飲酒 2.8%</p>
	介護疲れ・介護ストレス	68		—	
	理解力の不足や低下	65		—	
	虐待者の介護力の低下や不足	61		—	
	精神状態が安定していない	61		—	
	知識や情報の不足	58		—	
	被虐待者との虐待発生までの人間関係	57		—	
	孤立・補助介護者の不在等	45		—	
	障害・疾病	45		—	
	虐待者の外部サービス利用への抵抗感	22		—	
	飲酒	17		—	
	ひきこもり	12		—	
	「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	11		—	
	ギャンブル	7		—	
	その他	12		—	
計	618	0	—		
虐待発生 の 要因	被虐待者の状況(件)				<p>外部サービス利用に抵抗感がある 4.7%</p> <p>その他 2.3%</p> <p>認知症の症状 27.6%</p> <p>身体的自立度の低さ 21.4%</p> <p>排泄介助の困難さ 17.9%</p> <p>精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下 13.2%</p> <p>性格や人格(に基づく言動) 12.8%</p>
	認知症の症状	71		—	
	身体的自立度の低さ	55		—	
	排泄介助の困難さ	46		—	
	精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	34		—	
	性格や人格(に基づく言動)	33		—	
	外部サービス利用に抵抗感がある	12		—	
	その他	6		—	
計	257	0	—		
家庭の要因(件)	調査項目なし				<p>その他 5.1%</p> <p>家庭内の経済的利害関係(財産、相続) 12.8%</p> <p>経済的困窮(経済的問題) 32.1%</p> <p>(虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題 29.5%</p> <p>(虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力 20.5%</p>
	経済的困窮(経済的問題)	50		—	
	(虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	46		—	
	(虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	32		—	
	家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	20		—	
	その他	8		—	
計	156	0	—		
その他(件)	調査項目なし				<p>ケアサービスの不足の問題 68.6%</p> <p>ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題 17.1%</p> <p>その他 14.3%</p>
	ケアサービスの不足の問題	24		—	
	ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	6		—	
	その他	5		—	
計	35	0	—		

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

30年度中に通報等を受取り、事実確認調査が元年度となった事例はない。

(単位：件)

区分		令和元年度(A)	平成30年度(B)	増減(A-B)	比率(令和元年度)	
相談・通報対応件数(件) (元年度中に通報等を受取りした事例)		31 (31)	23 (23)	8 (8)		
相談・通報者(件)	当該施設職員	13	3	10		
	家族・親族	5	4	1		
	施設・事業所の管理者	4	6	-2		
	都道府県からの連絡	3	1	2		
	当該施設元職員	1	2	-1		
	介護支援専門員	1	2	-1		
	本人による届出	1	1	0		
	地域包括支援センター職員	1	1	0		
	介護相談員	0	2	-2		
	その他	1	6	-5		
	不明	6	0	6		
計	36	28	8			
元年度中に通報等を受取りした31件の内訳で、重複あり。						
1 相談・通報の状況	通報事業等が寄せられた施設・サービス	(住宅型)有料老人ホーム	8	7	1	
		認知症対応型共同生活介護	7	2	5	
		特別養護老人ホーム	6	6	0	
		介護老人保健施設	4	4	0	
		養護老人ホーム	2	1	1	
		(介護付き)有料老人ホーム	1	1	0	
		通所介護等	1	1	0	
		訪問介護等	1	0	1	
		その他	1	1	0	
計	31	23	8			
事実確認調査における市町村	事実が認められた	8	9	-1		
	事実が認められなかった	14	12	2		
	判断に至らなかった	0	1	-1		
	事実確認調査を行っていない	9	1	8		
	計	31	23	8		

区分		令和元年度(A)	平成30年度(B)	増減(A-B)	比率 (令和元年度)	
2 虐待の内容	1のうち虐待と判断した件数(件)	8	9	-1	<p>男 11.8% 女 88.2%</p>	
	性被虐待者(人)の					
	男	2	3	-1		
	女	15	11	4		
	不明	0	0	0	<p>身体的虐待 45.8% 心理的虐待 37.5% 介護放棄等 12.5% 経済的虐待 4.2%</p>	
	計	17	14	3		
	虐待の種類(件)					
	身体的虐待	11	6	5		
	心理的虐待	9	5	4		
	介護放棄等	3	3	0		
経済的虐待	1	0	1			
性的虐待	0	0	0			
計	24	14	10			
3 被虐待者の状況	被虐待者の年齢(人)	65-69歳	0	0	0	<p>90歳以上 47.1% 75-79歳 17.6% 80-84歳 11.8% 85-89歳 23.5%</p>
		70-74歳	0	0	0	
		75-79歳	3	1	2	
		80-84歳	2	4	-2	
		85-89歳	4	4	0	
		90歳以上	8	5	3	
		不明	0	0	0	
		計	17	14	3	
	介護保険認定済者の要介護度(人)	要支援1	0	0	0	<p>要介護4 58.8% 要介護5 17.6% 要介護2 11.8% 不明 5.9% 要介護3 5.9%</p>
		要支援2	0	0	0	
		要介護1	0	2	-2	
		要介護2	2	1	1	
		要介護3	1	0	1	
		要介護4	10	7	3	
		要介護5	3	4	-1	
		不明	1	0	1	
		計	17	14	3	
	介護保険認定済者の認知症日常生活自立度(人)	自立又は認知症なし	0	0	0	<p>自立度III 64.7% 認知症はあるが自立度不明 23.5% 自立度II 5.9% 自立度IV 5.9%</p>
		自立度I	0	1	-1	
		自立度II	1	4	-3	
自立度III		11	6	5		
自立度IV		1	3	-2		
自立度M		0	0	0		
認知症はあるが自立度不明		4	0	4		
認知症の有無が不明		0	0	0		
計		17	14	3		

1件の事例に対し、被虐待者が複数の場合があるため、上記8件と一致しない。

日常生活を送るために何らかの見守りが必要とする方(自立度II～M 計13人(76.5%))

		区分	令和元年度(A)	平成30年度(B)	増減(A-B)	比率 (令和元年度)
4	虐待者の年齢(人)	30歳未満	1	1	0	
		30~39歳	3	3	0	
		40~49歳	0	0	0	
		50~59歳	6	2	4	
		60歳以上	2	0	2	
		不明	1	2	-1	
		計	13	8	5	
	虐待者の職名又は職種(人)	介護職	5	7	-2	
		看護職	1	0	1	
		管理職	2	0	2	
		施設長	1	0	1	
		経営者・開設者	0	0	0	
		その他	4	1	3	
計		13	8	5		
5	事業所があった施設・サービス種別	認知症対応型共同生活介護	3	1	2	
		特別養護老人ホーム	2	5	-3	
		(住宅型)有料老人ホーム	2	2	0	
		介護老人保健施設	1	0	1	
		通所介護等	0	1	-1	
		計	8	9	-1	
	施設等における対応に對した措置	施設等からの改善計画の提出	8	8	0	
		老人福祉法等の規定に基づく勧告・命令等への対応	0	1	-1	
		その他	0	0	0	
		計	8	9	-1	
6	(経営層・運営法人)の課題	経営層の現場の実態の理解不足	4	3	1	
		経営層の倫理観・理念の欠如	3	3	0	
		業務環境変化への対応取組が不十分	3	3	0	
		経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	2	3	-1	
		不安定な経営状態	1	1	0	
		その他	0	1	-1	
		計	13	14	-1	

区分		令和元年度(A)	平成30年度(B)	増減(A-B)	比率 (令和元年度)	
6 虐待発生要因	組織運営上の課題	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	7	3	4	
		チームケア体制・連携体制が不十分	6	4	2	
		職員の指導管理体制が不十分	6	4	2	
		職員が相談できる体制が不十分	5	5	0	
		事故や苦情対応の体制が不十分	5	1	4	
		職員研修の機会や体制が不十分	5	1	4	
		業務負担軽減に向けた取組が不十分	4	4	0	
		職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	4	4	0	
		開かれた施設・事業所運営がなされていない	4	2	2	
		介護方針の不適切さ	2	3	-1	
		高齢者へのアセスメントが不十分	2	2	0	
		その他	0	0	0	
		計	50	33	17	
虐待を行った職員の課題	職員のストレス・感情コントロール	7	7	0		
	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	6	6	0		
	職員の性格や資質の問題	6	6	0		
	職員の倫理観・理念の欠如	6	5	1		
	職員の業務負担の大きさ	4	4	0		
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	3	8	-5		
	待遇への不満	3	6	-3		
	その他	0	0	0		
	計	35	42	-7		
被虐待高齢者の状況	認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	5	8	-3		
	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	4	6	-2		
	意思表示が困難	4	1	3		
	医療依存度が高い	2	1	1		
	他の利用者とのトラブルが多い	1	1	0		
	職員に暴力・暴言を行う	0	1	-1		
	その他	1	0	1		
計	17	18	-1			

＜養介護施設従事者等による高齢者虐待における発生事例の概要＞

事 項	ケース1	ケース2
① 被虐待者の状況	女性 90代 要介護4 女性 80代 要介護4 女性 70代 要介護5 女性 70代 要介護4	女性 80代 要介護4
② 虐待の類型	身体的虐待 介護・世話の放棄・放任 心理的虐待	身体的虐待
③ 虐待に対して とった措置	・施設等に対する指導 ・改善計画の提出	・施設等に対する指導 ・改善計画の提出
④ 虐待を行った施設等 のサービス種別	認知症対応型共同生活介護	介護老人福祉施設
⑤ 虐待を行った 従事者等の職種	介護支援専門員 介護職員	介護職員

事 項	ケース3	ケース4
① 被虐待者の状況	女性 70代 要介護2	女性 90代 要介護5 女性 80代 要介護5
② 虐待の類型	身体的虐待 介護・世話の放棄・放任	身体的虐待
③ 虐待に対して とった措置	・施設等に対する指導 ・改善計画の提出	・施設等に対する指導 ・改善計画の提出
④ 虐待を行った施設等 のサービス種別	住宅型有料老人ホーム	介護老人福祉施設
⑤ 虐待を行った 従事者等の職種	相談員兼介護職員	介護職員

事 項	ケース5	ケース6
① 被虐待者の状況	女性 100歳以上 要介護4 女性 90代 要介護2 女性 90代 要介護4 女性 90代 要介護4 女性 80代 要介護4 女性 80代 要介護3	男性 90代 要介護4
② 虐待の類型	身体的虐待 介護・世話の放棄・放任 心理的虐待	身体的虐待
③ 虐待に対して とった措置	・施設等に対する指導 ・改善計画の提出	・施設等に対する指導 ・改善計画の提出
④ 虐待を行った施設等 のサービス種別	介護老人保健施設	住宅型有料老人ホーム
⑤ 虐待を行った 従事者等の職種	看護師 介護士	医師（管理職・息子）

事 項	ケース7	ケース8
① 被虐待者の状況	男性 90代 要介護4	女性 80代 要介護4
② 虐待の種類	経済的虐待	身体的虐待
③ 虐待に対して とった措置	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等に対する指導 ・改善計画の提出 ・虐待を行った養介護施設 従事者への注意・指導 ・介護保険法の規定に基づ く勧告・命令・処分 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等に対する指導 ・改善計画の提出
④ 虐待を行った施設等 のサービス種別	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護
⑤ 虐待を行った 従事者等の職種	施設長	介護職員

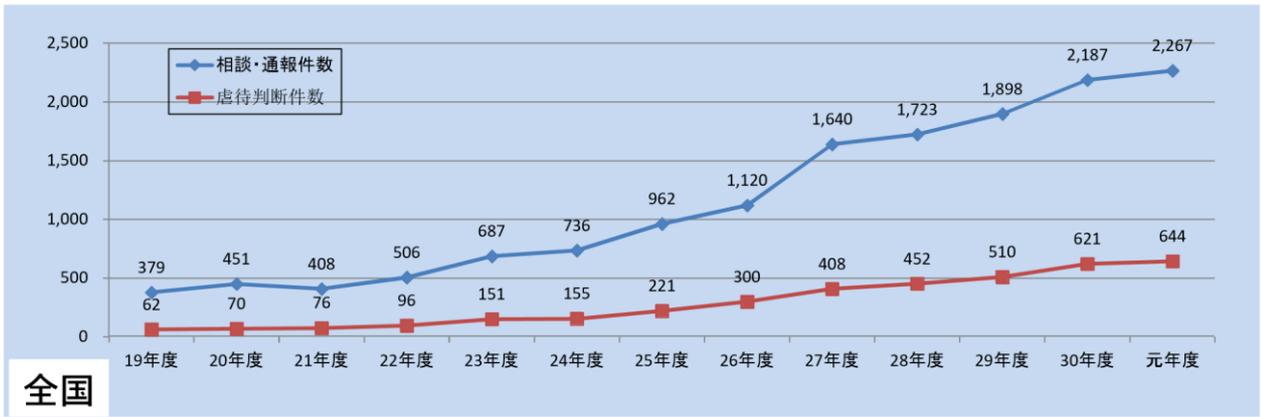
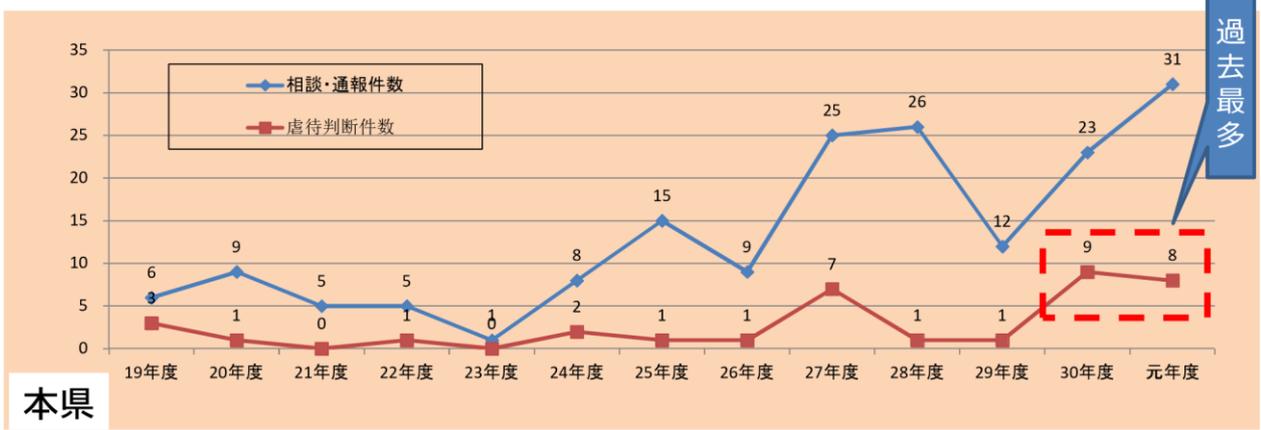
(参考)

(1) 市町村は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報又は届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報等に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、都道府県に報告しなければならないこととされています。

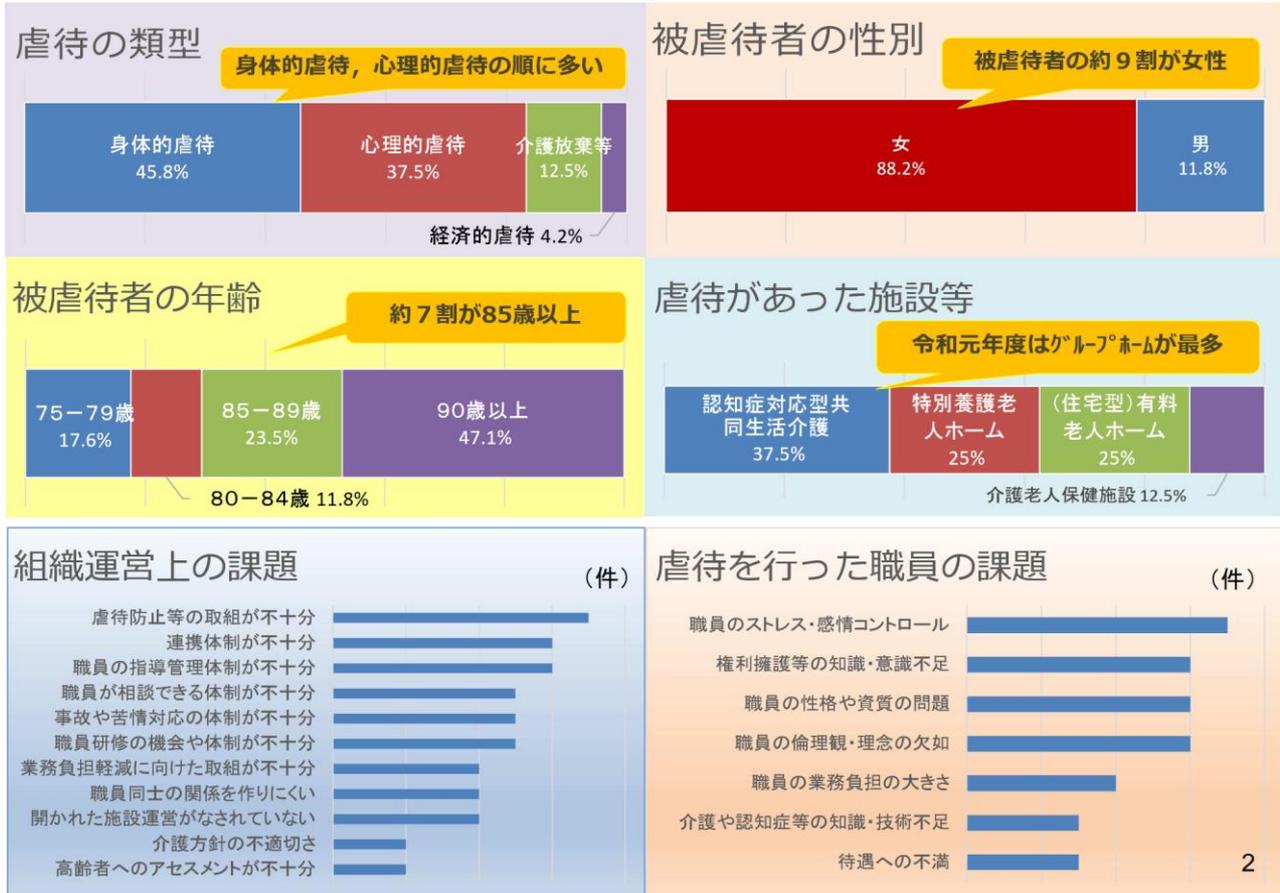
(高齢者虐待防止法第22条)

(2) また、都道府県は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表することとされています。(高齢者虐待防止法第25条)

養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況



鹿児島県の施設内虐待の状況(令和元年度)



高齢者虐待防止法 (H18.4.1施行)

『高齢者の虐待防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』

■ 目的 (法第1条)

- ① 高齢者虐待の防止
- ② 高齢者虐待を受けた者の保護
- ③ 養護者の負担軽減

■ 虐待の種類 (法第2条)

- ① 身体的虐待
- ② 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)
- ③ 心理的虐待
- ④ 性的虐待
- ⑤ 経済的虐待

■ 定義 (法第2条)

「高齢者」とは… **65歳以上の者**

「養護者」とは… **高齢者を現に養護する者であって，養介護施設従事者等以外のもの**

「養介護施設従事者等」とは…

老人福祉法または介護保険法に規定する養介護施設，養介護事業において業務に従事する者

※ **業務時従事する者は，直接介護サービスを提供しない施設長や事務職員，介護職以外で直接高齢者と関わる職種も含む。**

養介護施設・養介護事業とは

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業

養介護施設従事者等の通報義務

虐待を受けたと思われる高齢者を発見したら

市町村へ通報

●養護者による虐待【家庭内虐待】（高齢者虐待防止法第7条）

- ・生命又は身体に重大な危険がある場合 ⇒ **通報義務**
- ・それ以外の場合 ⇒ **努力義務**

●要介護施設従事者等による虐待【施設内虐待】（同法第7条）

- 従事者等本人が従事する施設等で発見 ⇒ **通報義務**

※生命等への重大な危険の有無にかかわらず、**通報義務がある。**

○それ以外で発見

- ・生命又は身体に重大な危険がある場合 ⇒ **通報義務**
- ・それ以外の場合 ⇒ **努力義務**

通報者の保護

（高齢者虐待防止法第21条）

●守秘義務との関係

秘密漏示罪や守秘義務違反に問われることはない。

●不利益取扱いの禁止

通報したことを理由として不利益な扱いを受けない。



（解雇、降格、減給など）

※いずれも虚偽・過失を除く。

早期発見・早期対応をはかるため

虐待と疑われる事案が発生したときこそ・・・

適切なケア・サービスの提供ができているか確認・検討を！

令和2年度 出水市の高齢者虐待の現状について

○養護者による高齢者虐待の状況

虐待判断件数	10	件
--------	----	---

○虐待の内容について

身体的虐待	8	件
心理的虐待	6	件
介護等放棄	1	件
経済的虐待	2	件
性的虐待	0	件
計	17	件

○相談通報者

介護支援専門員	3	件
家族・親族	2	件
警察	0	件
介護保険事業所職員	0	件
市町村行政職員	1	件
被虐待者本人	1	件
医療機関従事者	1	件
民生委員	1	件
近隣住民・知人	1	件
虐待者本人	0	件
その他	1	件
計	11	件

○被虐待者の性別

男性	1	人
女性	9	人
不明	0	人
計	10	人

○被虐待者の要介護度

自立	0	人
要支援1	2	人
要支援2	0	人
要介護1	3	人
要介護2	2	人
要介護3	1	人
要介護4	0	人
要介護5	0	人
未申請	1	人
計	9	人

○虐待者と被虐待者の続柄

息子	2	人
夫	2	人
娘	2	人
息子の配偶者	0	人
兄弟姉妹	1	人
妻	0	人
孫	2	人
娘の配偶者	0	人
その他	2	人
計	11	人

○分離の有無

虐待者と被虐待者を分離	2	人
虐待者と被虐待者を非分離	6	人
その他	1	人
計	9	人

○分離を行った事例の対応内訳

介護保険サービスの利用	2	件
やむを得ない事由等による措置	0	件
医療機関への一時入院	0	件
緊急一時保護	0	件
その他	1	件
計	3	件

○分離していない事例の対応

養護者に対する助言・指導	3	件
プランを見直しサービス利用継続	1	件
見守りのみ	2	件
サービスを新たに利用	1	件
介護保険以外のサービスを利用	0	件
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	0	件
その他	1	件
計	8	件

事務連絡
令和3年2月8日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る
在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して継続的に提供されることが重要です。

1月7日に緊急事態宣言が発出され、その後対象地域が拡大されたところですが、昨今、感染が拡大している地域の家族等との接触があった在宅の要介護（支援）者への訪問系サービスや通所系サービスについて、事業所が新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、一定期間サービスの利用を控えさせる等といった事案が発生しています。

介護サービス事業所（※）が、上記の事案にあるように、感染が拡大している地域の家族等との接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しないことから、都道府県等におかれては、感染防止対策を徹底した上で在宅の要介護（支援）者に対して必要な介護サービスが継続的に提供されるよう、管内の介護サービス事業所、市町村に対しての周知を行うようお願いいたします。

なお、感染者、濃厚接触者の利用者への対応については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）及び「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」（令和3年2月5日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡）においてお示ししているため、引き続き適切な実施をお願いします。

(※) 介護サービス事業所

(通所系) 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所

(短期入所系) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所(短期利用特定施設入居者生活介護に限る)、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る)及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護に限る)

(訪問系) 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所及び居宅療養管理指導事業所

居宅介護支援事業所

福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所

(多機能系) 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

注 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を含む。

(参考) 現行制度上、各サービスの基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、解釈通知において、提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合とされています。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 振興課

介護保険最新情報

今回の内容

介護現場におけるハラスメントに関する

介護事業者が活用できる研修の手引き・動画について（周知）

計2枚（本紙を除く）

Vol.833

令和2年5月14日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3983)

FAX：03-3503-7894

事務連絡

令和2年5月14日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管課(室) 御中
中核市

厚生労働省老健局振興課

介護現場におけるハラスメントに関する
介護事業者が活用できる研修の手引き・動画について(周知)

介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業(介護現場におけるハラスメントに関する調査研究事業(実施団体:株式会社 三菱総合研究所))において、介護事業者向けの「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」(介護現場における利用者や家族等によるハラスメントの実態を伝えるとともに、介護事業者として取り組むべき対策などを示したもの)が作成されました。

今般、令和元年度同事業(介護現場におけるハラスメントに関する研修・相談支援の在り方に関する調査研究事業(実施団体:株式会社 三菱総合研究所))において、有識者で構成される検討委員会での議論を踏まえ、

- ① 地方公共団体や関係団体が、介護事業者の管理者等向けに実施する研修の手引き(職員からの相談の受付と対応の仕方など)
- ② 介護事業者の管理者等が、職員向けに実施する研修の手引き・動画(サービス提供する前後に確認すべきこと、管理者へ相談の仕方など)

が作成され、それぞれの研修でそのまま活用できるようになっています。

各都道府県等におかれましては、本手引き・動画について、貴管内の介護事業者、市町村、関係団体、関係機関等に対して周知いただくなど、介護事業者・職員において、介護現場におけるハラスメント対策が進むようご協力をお願いいたします。

作成された研修の手引き・動画は、以下のとおり、当省のウェブサイトに掲載されておりますので、ご活用ください。

(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

なお、都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保分）のメニューの一つとして、「介護事業所におけるハラスメント対策推進事業」を令和2年度から新規に設けていますので、都道府県におかれては積極的なご活用をお願いいたします。

新規 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業 【地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）】

令和2年度予算案：地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）82.4億円の内数

【要求要旨】

- 今後、高齢化のさらなる進展、現役世代の急速な減少が生じる中、介護人材を安定的に確保・維持していくことが求められている。
- そのためには、誰もが安心して活躍できる就業環境を整備することが大変重要となるが、介護現場では利用者や家族等による介護職員へのハラスメントが数多く発生しており、介護職員の離職等を招いている。
- このため、調査研究事業を活用し、平成30年度は、ハラスメントの実態を調査し対応マニュアルを作成したところであり、令和元年度については、自治体や介護事業者が活用可能な研修・相談支援の手引きを作成することとしている。
- 調査研究事業の結果明らかになった、介護事業所におけるハラスメント対策を推進するため、令和2年度においては、地域医療介護総合確保基金に新たなメニューを創設する。

【事業内容】

ハラスメント対策を講じるために要する以下の費用

- **ハラスメント実態調査**
 - － 対策の実施を検討するために都道府県等が行う管内の実態調査
- **各種研修**
 - － 都道府県等、又は事業者が行うハラスメント研修
 - － 都道府県等が行うヘルパー補助者（後述）のための研修
- **リーフレットの作成**
 - － 利用者に配布するハラスメント防止のためのリーフレット作成費
- **弁護士相談費用**
 - － ハラスメント防止条項を重要事項説明書へ入れるなど法律の専門家に相談する費用
- **ヘルパー補助者同行事業**
 - － ヘルパー補助者として同行する者（有償ボランティア等を想定）への謝金
 - ※ 補助者については、ハラスメント対策を含む最低限の介護知識を得る必要があるため、研修受講（県その他の団体による実施）を要件とするとともに、事業所等への登録制とする。
- **その他**
 - － ハラスメント対策の為に行う事業で都道府県が認めるもの 等



【担当】

厚生労働省老健局振興課基準第一係

TEL：03-5253-1111（内線 3983）

事務連絡
令和3年2月26日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

介護施設・事業所における
業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するため、「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」（令和2年12月14日付厚生労働省老健局高齢者支援課長ほか連名通知）において、BCP作成に向けたポイント等をまとめた、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等をお示したところです。

今般、業務継続ガイドライン等を活用し、BCPの作成や見直しに資するよう、研修動画を作成し、公開しました。

つきましては、管内の関係団体及び介護事業所等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

記

1. 研修概要

- 目的：介護施設・事業所が、新型コロナウイルス感染症及び自然災害発生時におけるBCPの重要性や作成のポイントを理解すること。
- 対象：施設長、管理者、災害対策や感染症対策を担当する者

○プログラム構成

①BCPとは

【新型コロナウイルス感染症編】

②共通事項

③入所系

④通所系

⑤訪問系

【自然災害編】

⑥共通事項（概要編）

⑦共通事項

⑧通所サービス固有事項

⑨訪問サービス固有事項

⑩居宅介護支援サービス固有事項

2. 利用方法

以下のサイトよりアクセスしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kour_eisha/douga_00002.html

3. その他

上記研修サイト内において、研修を受講した方へ向けたアンケートを実施しておりますので、今後の研修の充実等のために、是非ご協力ください。

アンケート実施期間：令和3年3月15日まで

(問合せ先)

厚生労働省老健局老人保健課

TEL：03-5253-1111（内線2174）

【重要】介護支援専門員証の更新申請について

介護支援専門員証の有効期間の更新をされる方は、必ず、有効期間内に手続きを済ませ、交付を受けてください。

更新手続きを行わないまま有効期間を満了すると、それ以降は介護支援専門員として業務に従事することはできません！

更新申請は、有効期間満了日の1ヶ月までに県庁へ提出してください。手続きの完了までに概ね1ヶ月を要する場合がありますので、申請の際は不備のないよう必要書類を十分ご確認ください。

更新手続き中は、介護支援専門員証の原本が手元にないため、申請前にコピーを取り、実務にあたってください。

※ 介護支援専門員証の有効期間の更新は**自己責任**です。

いつも業務で携帯している介護支援専門員証の確認を必ず行い、忘れずに更新申請を行ってください。

介護支援専門員証	
	登録番号 46160000
	氏名 介護 太郎
	生年月日 昭和11年2月28日
	交付年月日 令和元年4月2日
	有効期限満了日 令和6年4月1日

上記の者は介護支援専門員であることと証明する。
鹿児島県知事 三反園 訓 **ご確認ください。**

登録の消除（介護保険法第69条の39）

- 一 第六十九条の二第一項の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。
- 一 第六十九条の二第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った場合
- 二 不正の手段により第六十九条の二第一項の登録を受けた場合
- 三 介護支援専門員として業務を行い、情状が特に重い場合

※ 申請に必要な書類等は、鹿児島県ホームページをご覧ください。

鹿児島県ホームページ > 健康・福祉 > 地域包括ケア > 介護支援専門員 >
介護支援専門員の登録及び証の交付・申請に関すること >
介護支援専門員名簿登録及び介護支援専門員証交付等について

管理者の皆様へ（お願い）

所属の介護支援専門員の有効期間を再度チェックしてください！

有効期間満了日以降に新たな介護支援専門員証の交付を受けずに介護支援専門員としての業務に就いていた場合は、登録そのものが**消除**される（法第69条の39第3項）こともあり、また受領した**介護報酬の返還**を求められる場合があります。

（問合せ先）鹿児島県高齢者生き生き推進課介護保険室事業者指導係 電話 099-286-2687（直通）

令和2年7月29日

鹿児島県登録介護支援専門員 各位

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課長
介護保険室長

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員資格の特例措置について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員研修等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月25日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年3月18日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）にて通知がなされているところです。

これを受け、本県では介護支援専門員証の有効期間について、特例として、下記のとおり資格を喪失しない取扱いとしますので、通知します。

記

1 特例措置

(1) 特例措置の対象者

本通知発出時点で登録地が鹿児島県である介護支援専門員のうち、令和2年4月1日から令和4年3月31日までに有効期間が満了する方。

※ 登録地が鹿児島県以外である介護支援専門員の資格の取扱いについては、登録地の都道府県にお問い合わせください。

(2) 特例措置として資格を喪失しない取扱いとする期間

有効期間満了日の翌日から2年間は資格を喪失しない取扱いとする。

2 介護支援専門員証の取扱い

- 有効期間満了日が記載されている介護支援専門員証については、特例措置による有効期間満了日が記載された証等の発行はいたしません。
- 令和2年4月1日から令和4年3月31日までに介護支援専門員証有効期間が満了する方については、現在の有効期間満了日から2年間は、現在の介護支援専門員証を使用し、業務に従事できることとなります。
- ただし、現在交付されている介護支援専門員証の有効期間満了後は、介護支援専門員証と併せて別紙を携帯するようお願いいたします。
- 更新に必要な研修を修了した方については、更新手続きを行った上で、当初の有効期間満了日から5年間有効の証を交付することとなります。

例	(当初の有効期間満了日)	(特例措置により資格を喪失しない期限)	(更新手続後の有効期間満了日)
	令和2年8月31日	→ 令和4年8月31日	→ 令和7年8月31日

- 令和2年7月29日時点で、本県又は他都道府県において既に更新研修を修了しており、介護支援専門員証の更新手続きを行うことで資格の更新が可能な方については、今回の特例措置の対象とはなりません。通常の更新手続きを行ってください。

<別紙>

鹿児島県登録の介護支援専門員の皆さまへ

介護支援専門員の資格の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況及び介護支援専門員法定研修の実施状況を鑑み、介護支援専門員の資格を喪失しない取扱いとしています。

○ **対象者**
鹿児島県登録の介護支援専門員で、有効期間満了日が
令和2年(平成32年)4月1日～令和4年(平成34年)3月31日の方。

○ **有効期間の取扱い**
本来の有効期間満了日の翌日から2年間は資格を喪失しない。

※ 介護支援専門員証を提示する際は、本紙を併せて提示してください。

令和2年7月29日
鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室

介護支援専門員証

写真

登録番号 46000000
氏名 鹿児島 一郎
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日
交付年月日 平成〇〇年〇月〇日
①有効期間満了日 平成〇〇年〇月〇日

上記の者は介護支援専門員であることを証明する。

②鹿児島県知事 ○○ ○○

<介護支援専門員証での確認①>
有効期間満了日が
令和2年(平成32年)4月1日～
令和4年(平成34年)3月31日の方
が、本特例措置の対象です。

<介護支援専門員証での確認②>
鹿児島県以外の登録の方の取扱いについては、登録地の都道府県にお問い合わせください。

集団指導 伝達事項

1. 福祉用具購入について

(1) 申請について

申請書様式に関して

・裏面に委任状の欄を追加しましたので申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状欄への記入をお願いいたします。新様式は本市 HP に掲載していますのでご利用ください。

(出水市 HP 申請書ダウンロードー健康・福祉：介護保険ー給付関係：福祉用具購入費支給申請書)

旧様式での提出の受付は、令和3年12月末までとします。令和4年1月以降は旧様式での申請は受付ませんのでご注意ください。12月末までに新様式への移行をお願いします。

・福祉用具購入費支給申請の手順は、事前申請をしたうえで介護保険係から購入許可を得た後、事後申請(購入費支給申請)となります。

事前申請に関して

・事前申請の段階では申請者欄、受取口座欄、場合によっては委任状欄の記入はせずに提出してください。

・給付の判断に必要なため事前申請の添付書類としてケアプランを添付してください。ケアプランを作成していない場合は、フェースシートや課題分析表等本人の現状がわかるものを添付してください。

事後申請に関して

・介護保険係からの購入許可が出てから支給申請書の提出(申請者欄、受取口座欄、場合によっては委任状欄の記入をしたうえでの事後申請)をお願いします。

・市では申請書等の印鑑廃止を勧めているため申請者欄の横の印鑑の捺印は必要ありませんが、印鑑の代わりに申請者欄、口座情報欄、場合によっては委任状欄は今までどおり被保険者本人が申請書に記入できる状態であれば被保険者本人が記入してください。(被保険者本人が記入できない場合は代筆でも構いません。)

※事前申請の段階で申請者欄、受取口座欄の記入をしてある例が多いです。許可をしてからでないと事後申請は受け取れませんのでご注意ください。

(2) 給付について

・本市では、家具調ポータブルトイレおよびウォシュレット機能付ポータブルトイレは原則給付対象外です。どうしても給付が必要と考えられる場合は、ご相談ください。

2. 住宅改修について

介護保険を利用して行う住宅改修は単なるリフォームではなく、本人にとって今必要なものを最小限の改修で在宅生活を支援することが前提です。申請前に、今必要な改修かどうか、改修をしても使わなくなる可能性がないか、福祉用具やほかの方法で対応できないか等十分に検討したうえで申請してください。

(1) 申請について

事前申請に関して

・給付の判断に必要なため事前申請の添付書類としてケアプランを添付してください。ケアプランを作成していない場合は、フェースシートや課題分析表等本人の現状がわかるものを添付してください。

(2) 工事完了後の支給申請について

申請書様式に関して

・裏面に委任状の欄を追加しましたので申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状欄への記入をお願いします。新様式は出水市 HP に掲載していますのでご利用ください。

(出水市 HP 申請書ダウンロードー健康・福祉：介護保険ー給付関係：住宅改修費支給申請書)

旧様式での提出の受付は、令和3年12月末までとします。令和4年1月以降は旧様式での申請は受付ませんのでご注意ください。12月末までに新様式への移行をお願いします。

・市では申請書等の印鑑廃止を勧めているため申請者欄の横の印鑑の捺印は必要ありませんが、印鑑の代わりに申請者欄、口座情報欄、場合によっては委任状欄は今までどおり被保険者本人が申請書に記入できる状態であれば被保険者本人が記入してください。(被保険者本人が記入できない場合は代筆でも構いません。)

・支給申請書の完成日は、領収書の領収日と同日を記入してください。

現地調査に関して

・事前申請で内容を精査し、改修希望箇所が多い場合(例：手すり設置の本数が多い場合や導線上すべてに手すり設置や段差解消希望の場合等)や比較的大がかりな改修(例：スロープ設置、トイレの便器を撤去し床を底上げした上で再度便器を設置する場合等)、見積額が10万を超えてくる場合に住宅改修予定地(被保険者の住所地)で現地調査を実施したうえで給付の可否を判断します。現地調査は、担当ケアマネジャー・市包括支援センターの地区担当の職員(主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師)・場合によっては、出水総合医療センターの理学療法士または作業療法士・改修業者担当者・市介護保険系の住宅改修業務担当が立ち会います。

※本人の自立・円滑な在宅生活を支援するために本人の現状から、今必要な改修かどうかを検討する調査です。

・退院(所)後の在宅生活に向けて住環境整備(住宅改修希望)のために家屋調査を実施するにあたり改修希望箇所が多く、比較的大がかりな改修になりそうな場合には介護保険系にもご連絡ください。

住宅改修費支給申請書 記入例

第6号様式(第5条関係)

介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書

フリガナ	イズミ ツルコ	保険者番号	4	6	2	0	8	5
被保険者氏名	出水 鶴子	被保険者番号	1	1	1	1	1	1
生年月日	明・大・ 昭 〇年〇月〇日生	性別	男 (男)					
	〒 899-〇△□※		電話番号 〇〇-〇△□※					
			人との関係 (夫)					
改修の内容	手すり設置 ○箇所 ○本 段差解消 ○箇所 玄関 トイレ	着工日	令和 〇年 〇月 〇日					
	業者名まで記入 してください。	完成日	令和 〇年 〇月 〇日					
業者名	〒 899-〇△□※ 出水市〇〇町△△番地□ 株式会社〇〇〇〇		電話番号 〇〇-〇△□※					
改修費用	¥35,800							
出水市長	椎木 伸一 殿	申請者欄の日付は申請書を市役所へ提出する日						
	上記のとおり関係書類を添えて居宅	を記入してください。提出時に記入して構いません。						
	令和 〇年 〇月 〇日							
申請者	住所 出水市緑町〇〇番地△							
	氏名 出水 鶴子	電話番号 〇〇-〇△□※						

注意 1 この申請書の裏面に、領収書及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成

口座振替依頼欄は、振込希望の通帳と照らし合わせながら記入してください。

2 **少しでも内容が異なると全体の振込ができません。**

居宅介護(支援)住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替 依頼欄	金融機関名	支店	種目	口座番号						
	出水銀行	高尾野 支所	①普通預金	1	2	3	4	5	6	7
	金融機関コード	店舗コード	②当座預金							
	フリガナ	イズミ タロウ	③その他							
	2 3 4 1	1 2 3		出水 太郎						
	口座名義人									

市記入欄

領収書	備考
確認欄	

担当者(事業所名:〇〇居宅介護支援事業所 担当者名:〇△□ 〇△)

※申請者(被保険者)と受取口座の口座名義人が異なる場合は、下記に記載してください。

委任状	
委任者(申請者)	住所 出水市緑町〇〇番地△
	氏名 出水 鶴子
受任者(口座名義人)	住所 出水市緑町〇〇番地△
	氏名 出水 太郎 (本人との続柄: 夫)
私(委任者)は、受任者を代理人と定め受領を委任します。	

記入例のように申請者(被保険者)と改修費振込口座の口座名義人(受取人)が異なる場合のみ記入してください。

福祉用具購入費支給申請書 記入例

第6号様式(第5条関係)

介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請書

フリガナ	イズミ ツルコ	保険者番号	4	6	2	0	8	5
被保険者氏名	出水 鶴子	被保険者番号	1	1	1	1	1	1
生年月日	明・大・ 昭 〇年〇月〇日生	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input checked="" type="checkbox"/>					
住所	〒 899-〇△□※ 出水市緑町〇〇番地△		電話番号 〇〇-〇△□※					
福祉用具名 (種目名及び商品名)	製造事業者名 販売事業者名	購入日	額					
シャワーチェア	〇△□化 〇△□株式	令和 〇年 〇月 〇日						
浴槽台	〇△□※ 〇△□株式会社	令和 〇年 〇月 〇日						
		令和 年 月 日						
		令和 年 月 日						

購入日は領収証の領収日を記入してください。

申請者欄の日付は申請書を市役所へ提出する日
を記入してください。提出時に記入して構いません。

出水市長 椎木 伸 殿

上記のとおしい関係書類を添えて居宅介護(支援)住宅改修費の支給を申請します。

令和 〇年 〇月 〇日

申請者 住所 出水市緑町〇〇番地△
氏名 出水 鶴子 電話番号 〇〇-〇△□※

口座振替依頼欄は、振込希望の通帳と照らし合わせながら記入してください。

少しでも内容が異なると全体の振込ができません。

口座振替 依頼欄	金融機関名	支店	種目	口座番号						
	出水銀行	高尾野	①普通預金	1	2	3	4	5	6	7
	金融機関コード	店舗コード	2当座預金							
	フリガナ	イズミ タロウ	3その他							
	口座名義人	出水 太郎								

市記入欄

領収証 確認欄	備 考
------------	-----

担当者(事業所名:〇〇居宅介護支援事業所 担当者名:〇△□ 〇△

機種ごとの選定理由

【シャワーチェア】

本人の課題は立ち座り、洗身や安定したまたぎ動作であるため両側に肘掛けがあり手すり代わりに用いることができ、座面が広く、背もたれの身体に触れる面がクッションタイプで深く腰を掛けることができる機種を選定した。

【浴槽台】

またぎ動作後に安定した着地ができるよう滑り止めがついており、本人の体調に合わせてまたぎ動作の負担軽減ができるよう高さの調節ができる機種を選定した。

※申請者(被保険者)と受取口座の口座名義人が異なる場合は、下記に記載してください。

委任状

委任者(申請者)

住所 出水市緑町〇〇番地△

氏名 出水 鶴子

受任者(口座名義人)

住所 出水市緑町〇〇番地△

氏名 出水 太郎

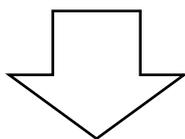
(本人との続柄:夫)

私(委任者)は、受任者を代理人と定め受領を委任します。

記入例のように申請者(被保険者)と購入費振込口座の口座名義人(受取人)が異なる場合のみ記入してください。



内の部分を事前申請の際に記入された状態で提出してください。



介護保険係から購入許可が出た後



内の部分は被保険者本人に記入していただき(被保険者本人が記入できない場合は代筆で構いません)、事後申請(福祉用具購入費の支給申請)をしてください。

事務連絡
令和2年4月28日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局振興課

リーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援」について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますこと感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症に係る通所介護事業所（地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護を含む。以下同じ）の人員基準等の取扱いについては、これまでも「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等においてお示ししているところです。

今般、通所介護事業所において活用が可能な人員基準上及び介護報酬上の特例について、分かりやすくお伝えする観点から、別添の通りリーフレットを作成いたしました。

つきましては、管内の通所介護事業所等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

【別添】

「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援」

新型コロナウイルス感染症に係る 通所介護事業所のサービス継続支援

感染拡大防止のため、休業要請の有無によらず以下の特例の活用が可能

①ご自宅への訪問によるサービス提供

・利用者のご自宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合、報酬算定が可能です。

※提供時間が短時間の場合でも、最短時間の報酬区分（2時間以上3時間未満）で算定できます

・1日に複数回訪問した場合は、複数回の算定が可能です。（ケアプランに位置付けられた提供時間に相当する報酬が上限となります。）

②電話による安否確認等

・電話による安否確認等を行った場合も、報酬算定が可能です。（報酬区分は①と同じです）

※安否確認等：健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合

・休業要請を受けている場合は、1日2回、休業要請を受けていない場合は1日1回まで算定が可能です。（営業を続けている場合も含む）

③サービス提供時間の短縮

・提供時間を短縮し、最低限必要なサービスを行った結果、提供時間が最も短い報酬区分で定められた時間を下回った場合でも、最短時間の報酬区分を算定可能です。

④サービス提供場所の変更

・他の事業所や公民館等の場所を使用して、指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合も、サービス提供時間等に応じ、報酬算定が可能です。



※ これらの特例は、利用者の同意を得た上で活用いただくこととなりますが、その際、

① 事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の開催を行わないこと

② サービス提供前に説明を行い同意を得ている場合は、ケアプランの見直しや文書による同意はサービス提供後に行うこと

が可能です。

※ この他、人員配置基準や各種加算について、柔軟な取扱いを可能としています。
(下記URL参照)

ご参考

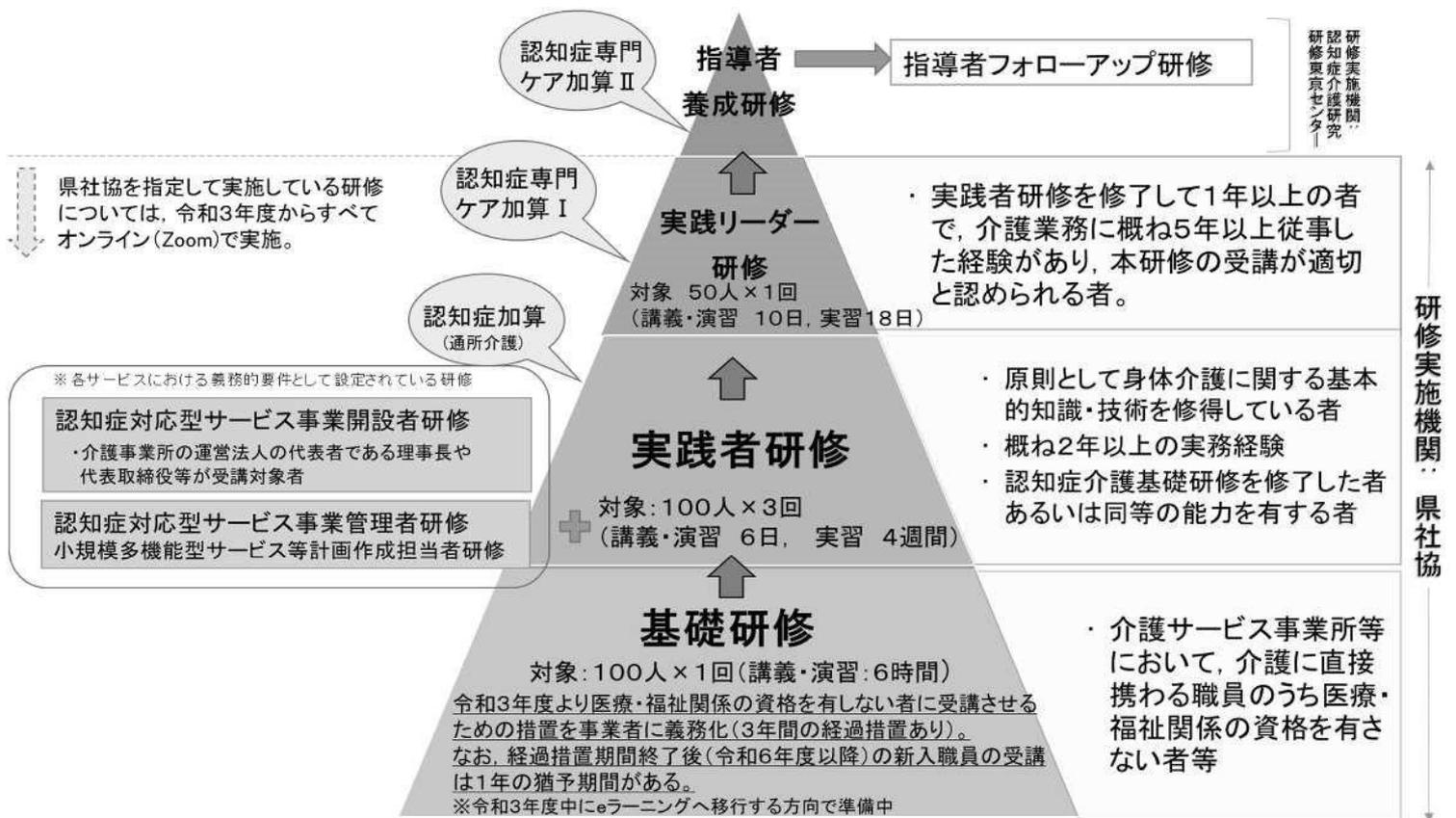
○ 「「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ」において、これまで事務連絡でお示ししてきた特例の一覧を掲載しています。（随時更新）

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>)

○ 独立行政法人福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援を行っています。

(<https://www.wam.go.jp/>)

令和3年度 鹿児島県認知症介護実践者等養成研修事業の体系図



事業の構造

- ステップアップ式の、ピラミッド構造をもつ研修体系。
- 実務経験2年程度の人を想定した「認知症介護実践者研修」と、チームケアの中心的役割を担う人のための「実践リーダー研修」がその中心的な研修。(認知症介護実践研修)
- また、これらの研修において企画・運営や講師を担当し、地域の認知症施策推進に貢献する指導的な立場の人を育てる「認知症介護指導者養成研修」及び認知症介護の基礎的な考え方や技術を学ぶ入門的な「認知症介護基礎研修」がある。
- なお、認知症ケアを提供する事業所を管理する立場にある人等に対しては、グループホーム等の認知症対応型サービスの開設者、管理者や計画作成担当者になる人への義務的研修として、認知症介護実践者研修をベースとした研修を設けている。(認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修)
- 研修修了者を一定の割合で配置し、必要な体制を整えることで、介護報酬加算が得られる。

2020年(令和2年)6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！

パワーハラスメント防止措置が事業主の義務(※)となりました！

【労働施策総合推進法の改正・指針の内容】

※中小事業主は、**2022年(令和4年)4月1日**から義務化されます。
(それまでは努力義務)
早めの対応をお願いします！

職場における「パワーハラスメント」とは、

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

※ 客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

職場におけるパワハラ 3要素	具体的な内容
①優越的な関係を背景とした言動	○ 当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの (例) ・ 職務上の地位が上位の者による言動 ・ 同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの ・ 同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの 等
②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動	○ 社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの
③労働者の就業環境が害される	○ 当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること ○ この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当

- 個別の事案について、その該当性を判断するに当たっては、当該事案における様々な要素(※)を総合的に考慮して判断することが必要です。

※ 当該言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、労働者の属性や心身の状況、行為者の関係性、当該言動により労働者が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等

- また、その判断に際しては、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、相談者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行うことも重要です。

<職場におけるパワハラに該当すると考えられる例／該当しないと考えられる例>

以下は代表的な言動の類型、類型ごとに典型的に職場におけるパワハラに該当し、又は該当しないと考えられる例です。**個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、例は限定列举ではないことに十分留意し、職場におけるパワハラに該当するか微妙なものも含め広く相談に対応するなど、適切な対応を行うことが必要です。** ※ 例は優越的な関係を背景として行われたものであることが前提

代表的な言動の類型	該当すると考えられる例	該当しないと考えられる例
(1) 身体的な攻撃 (暴行・傷害)	① 殴打、足蹴りを行う ② 相手に物を投げつける	① 誤ってぶつかる
(2) 精神的な攻撃 (脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)	① 人格を否定するような言動を行う。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ② 業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う ③ 他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行う ④ 相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を当該相手を含む複数の労働者宛てに送信する	① 遅刻など社会的ルールを欠いた言動が見られ、再三注意してもそれが改善されない労働者に対して一定程度強く注意をする ② その企業の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して、一定程度強く注意をする
(3) 人間関係からの切り離し (隔離・仲間外し・無視)	① 自身の意に沿わない労働者に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、自宅研修させたりする ② 一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる	① 新規に採用した労働者を育成するために短期間集中的に別室で研修等の教育を実施する ② 懲戒規定に基づき処分を受けた労働者に対し、通常の業務に復帰させるために、その前に、一時的に別室で必要な研修を受けさせる
(4) 過大な要求 (業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)	① 長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる ② 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する ③ 労働者に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる	① 労働者を育成するために現状よりも少し高いレベルの業務を任せる ② 業務の繁忙期に、業務上の必要性から、当該業務の担当者に通常時よりも一定程度多い業務の処理を任せる
(5) 過小な要求 (業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)	① 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる ② 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない	① 労働者の能力に応じて、一定程度業務内容や業務量を軽減する
(6) 個の侵害 (私的なことに過度に立ち入ること)	① 労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりする ② 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する	① 労働者への配慮を目的として、労働者の家族の状況等についてヒアリングを行う ② 労働者の了解を得て、当該労働者の機微な個人情報(左記)について、必要な範囲で人事労務部門の担当者に伝達し、配慮を促す

★ プライバシー保護の観点から、機微な個人情報を暴露することのないよう、労働者に周知・啓発する等の措置を講じることが必要

事業主及び労働者の責務

以下の事項に努めることが、事業主・労働者の責務として法律上明確化されました。

【事業主の責務】

- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと等これに起因する問題（以下「ハラスメント問題」という。）に対する労働者の関心と理解を深めること
- その雇用する労働者が他の労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと
- 事業主自身（法人の場合はその役員）がハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うこと

【労働者の責務】

- ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者（※）に対する言動に注意を払うこと
- 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

※ 取引先等の他の事業主が雇用する労働者や、求職者も含まれます。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）。

◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと（注1）
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと（注1）
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること（注2）

注1 事実確認ができた場合 注2 事実確認ができなかった場合も同様

◆ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー（注3）を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること 注3 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む。
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることが、法律上禁止されました。

望ましい取組

望ましい取組についても、責務の趣旨も踏まえ、**積極的な対応をお願いします！**

※ **【★】の事項**については、**セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても同様**に望ましい取組とされています。

職場におけるパワーハラスメントを防止するための望ましい取組

- セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等と一元的に相談に応じることのできる体制の整備【★】
- 職場におけるパワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組
 - ・コミュニケーションの活性化や円滑化のための研修等の必要な取組
 - ・適正な業務目標の設定等の職場環境の改善のための取組
- 必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、雇用管理上の措置の運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めること【★】

自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組【★】 ～就活生などの求職者や個人事業主などのフリーランス等～

- 職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者、労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）に対しても同様の方針を併せて示すこと
- 雇用管理上の措置全体も参考にしつつ、適切な相談対応等に努めること

- ・ 特に就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等については、正式な採用活動のみならず、OB・OG訪問等の場においても問題化しています。
- ・ 企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、セクシュアルハラスメント等は行ってはならないものであり厳正な対応を行う旨などを研修等の実施により社員に対して周知徹底すること、OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等により、未然の防止に努めましょう。

他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組

(雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例)

- 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されました！

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられています。

今回の法改正により、以下のとおり、防止対策が強化されました。

(①・②の内容は職場におけるパワーハラスメントと同様です。)

① 事業主及び労働者の責務

② 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

③ 自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応

※ セクシュアルハラスメントのみ

自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等)への協力を求められた場合、これに応じるよう努めることとされました。

※ なお、セクハラについては、他社の労働者等の社外の者が行為者の場合についても、雇用管理上の措置義務の対象となっています。

自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合には、必要に応じて他社に事実関係の確認や再発防止への協力を求めることも雇用管理上の措置に含まれます。

- ◎ **職場における「セクシュアルハラスメント」とは、**
職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることをいいます。
 - ※ 労働者を雇用する雇用主や上司、同僚に限らず、取引先等の他の事業主又はその雇用する労働者、顧客、患者又はその家族、学校における生徒等も含まれます。
 - ※ 職場におけるセクシュアルハラスメントは、異性に対するものだけでなく、同性に対するものも含まれます。
 - ※ 被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず、「性的な言動」であればセクシュアルハラスメントに該当します。
- ◎ **職場における「妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント」とは、**
職場において行われる、上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることをいいます。
 - ※ 業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、**業務上の必要性に基づく言動によるものはハラスメントには該当しません。**
 - ※ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景には、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動(注)が頻繁に行われるなど、制度等の利用や請求をしにくい職場風土や、制度等の利用ができることについて職場内での周知が不十分であることが考えられます。
制度等を利用する本人だけでなく全従業員に理解を深めてもらうとともに、制度等の利用や請求をしやすくするような工夫をすることが大切です。
注：不妊治療に対する否定的な言動を含め、他の労働者の妊娠・出産等の否定につながる言動や制度等の利用否定につながる言動で、当該女性労働者に直接言わない場合も含まれます。また単なる自らの意思の表明を除きます。

セクハラ等の防止対策の強化の内容については、事業所の規模を問わず、**2020年(令和2年)6月1日から**施行されました！

Q&A

中小事業主とはどれくらいの規模の事業主を指しますか？

下表の業種・資本金・従業員数に応じた分類にあてはまる事業主を指します。

中小事業主
(①又は②のいずれかを満たすもの)

業 種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業 (サービス業、医療・福祉等)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種 (製造業、建設業、運輸業等上記以外全て)	3億円以下	300人以下

「労働者」とは、具体的には誰を指しますか？

正規雇用労働者だけでなく、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規雇用労働者を含む事業主が雇用する労働者全てを指します。

派遣労働者も含み、派遣労働者については、派遣元事業主だけでなく、派遣先事業主にも雇用管理上の措置義務が生じます。また、派遣先事業主も派遣労働者が相談等を行ったことを理由として労働者派遣の役務の提供を拒む等不利益な取扱いを行ってははいけません。

労働局にパワーハラスメントについて相談した場合、どのような対応をもらえるのですか？

パワーハラスメントについても、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントと同様、都道府県労働局長による助言・指導や調停による紛争解決援助を行っています。

雇用環境・均等部（室）や総合労働相談コーナーにご相談ください。

お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-2777	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8294	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP

検索



- ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。

職場におけるハラスメント防止のために

検索



都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

令和2年10月作成

ヤングケアラーについて

近年の介護保険制度上では、「家族のかかわり」を明文化するケースが目立ちつつあります。

しかし、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの提言（令和3年5月17日）においては、家族介護において、特に子どもが主介護者である場合、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなど、ヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点について、地方自治体等へ周知を行うこととしています。

また、生活援助等において、同居家族等が居ることのみを判断基準として一律機械的にサービスの可否を判断しないようにとの通知もあります。

今後、アセスメントの留意点等の詳細については、国から示されると思いますが、それまでの間でも、ヤングケアラーが居る家庭においては、事業所間で情報を共有し、配慮をお願いします。判断に迷ったときは、保険者に御相談ください。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

介護保険施設における食費・居住費と 高額介護サービス費の負担限度額が 令和3年8月1日から 変わります

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

① 介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わります。

補足給付の預貯金 要件の見直し

	R3.7月まで	→	見直し後(R3.8月～)
年金収入等※80万円以下(第2段階)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	→	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)			単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超(第3段階②)			単身 500万円、夫婦 1,500万円

※年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額

食費の負担限度額 の見直し

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	→見直し後(R3.8月～)	R3.7月まで	→見直し後(R3.8月～)
年金収入等※80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

補足給付の対象ではない方※

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、1,392円→1,445円（日額）に変わります。

（注）居住費の負担限度額は、変更ありません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

② 毎月の負担上限額（高額介護サービス費）が変わります。

介護サービスの利用者と同じ世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	課税所得 690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
	課税所得 380万円（年収約770万円）～ 課税所得 690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）

※上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更はありません。

